

【表紙】

| | |
|--|---|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長殿 |
| 【提出日】 | 平成28年4月28日提出 |
| 【発行者名】 | 新光投信株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 後藤 修一 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都中央区日本橋一丁目17番10号 |
| 【事務連絡者氏名】 | 坂本 久 |
| 【電話番号】 | 03-3277-1800 |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】 | 財形株投（一般財形30） |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】 | 継続募集額(平成28年4月29日から平成29年5月1日まで) 3兆円を上限とします。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

財形株投（一般財形30）

（以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

（イ）追加型株式投資信託（契約型）の受益権です。

（ロ）当初元本は1口当たり1円です。

（ハ）新光投信株式会社（以下「委託者」といいます。）の依頼により信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付け、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

3兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

（イ）発行価格は、取得申込受付日の基準価額です。

なお、ファンドの基準価額については1万口当たりの価額を発表します。

「取得申込受付日」とは、一定の日（毎月10日、20日および月末（休日の場合はその直前の営業日）から5営業日目）とします。

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）をそのときの受益権口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。基準価額は、組み入れる有価証券等の値動きにより日々変動します。

（ロ）基準価額は毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク

フリーダイヤル 0120-104-694

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。）

インターネットホームページ

<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。

（５）【申込手数料】

ありません。

(6) 【申込単位】

1,000円以上1,000円単位です。

販売会社や申込形態によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

平成28年 4月29日から平成29年 5月 1日までです。

なお、申込期間は原則として更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

申し込みの取扱場所（販売会社）については、下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク

フリーダイヤル 0120-104-694

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。）

インターネットホームページ

<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

(9) 【払込期日】

ファンドの受益権の取得申込者は、お勤め先の事務局を通じて申込金額を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。

各取得申込受付日ごとの申込金額の総額は、販売会社によって、当該追加信託が行われる日に委託者の指定する口座を經由して、三井住友信託銀行株式会社（以下「受託者」といいます。）の指定するファンドの口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

払い込みの取り扱いを行う場所は、販売会社となります。詳しくは販売会社でご確認ください。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12) 【その他】

(イ) 申込証拠金

ありません。

(ロ) 日本以外の地域における発行

ありません。

(ハ) 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

a. ファンドの目的及び基本的性格

当ファンドは追加型投信 / 国内 / 資産複合に属し、主として国内外の公社債およびわが国の株式に実質的に投資し、投資信託財産の成長と安定した収益の確保を目的として、安定運用を行います。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、以下のように分類・区分されます。

商品分類表

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) |
|---------|--------|-----------------------|
| 単位型 | 国内 | 株 式 債 券 |
| 追加型 | 海 外 | 不動産投信 その他資産 () |
| | 内 外 | 資産複合 |

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類の定義

| | |
|-------|--|
| 追加型投信 | 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の投資信託財産とともに運用されるファンドをいう。 |
| 国内 | 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |
| 資産複合 | 目論見書または投資信託約款において、株式・債券・不動産投信（リート）・その他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。 |

属性区分表

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 |
|--------|------|--------|------|
|--------|------|--------|------|

| | | | |
|---|-------------------------------------|--|--------------------------------------|
| 株式 一般 大型株 中小型株 | 年1回 年2回 年4回 年6回（隔月） | グローバル 日本 北米 欧州 | ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ |
| 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （ ） | 年12回 （毎月） 日々 その他（ ） | アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング | |
| 不動産投信 | | | |
| その他資産 （投資信託証券（資産複合（株式 一般、債券 一般））（資産配分固定型）） | | | |
| 資産複合 （ ） 資産配分固定型 資産配分変更型 | | | |

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分の定義

| | |
|---|---|
| その他資産 （投資信託証券（資産複合（株式 一般、債券 一般））（資産配分固定型）） | 投資信託証券への投資を通じて、実質的に複数資産（株式 一般、債券 一般）に投資を行います。資産配分固定型とは、目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。 |
| 年1回 | 目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。 |
| 日本 | 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |
| ファミリーファンド | 目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。 |

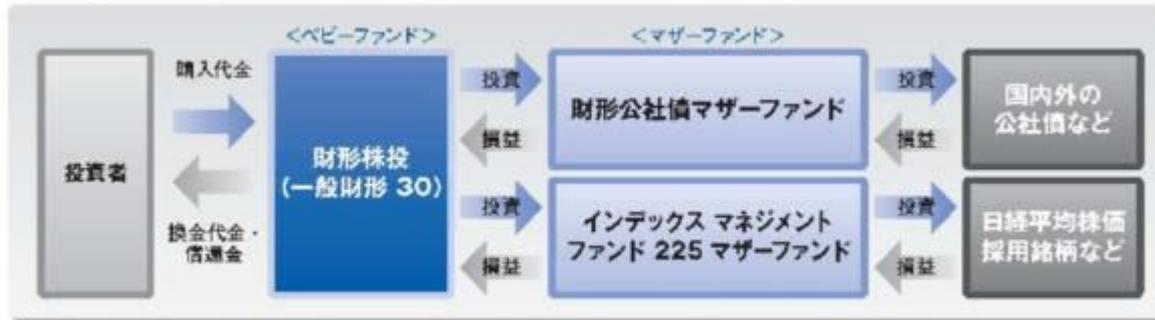
当ファンドはファミリーファンド方式で運用します。このため、組み入れている資産を示す「属性区分表」の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と、収益の源泉となる資産を示す「商品分類表」の投資対象資産（資産複合）とは異なります。

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

ファンドの仕組み

当ファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行います。

「ファミリーファンド方式」とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をベビーファンド（当ファンド）としてとりまとめ、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。マザーファンドの損益はベビーファンドに反映されます。



※ベビーファンド(当ファンド)で国内外の公社債およびわが国の株式などを直接組み入れる場合があります。

b. ファンドの特色

1. 「財形株投（一般財形30）」は、財形貯蓄制度をご利用いただく勤労者のみなさまのためのファンドです。

ご購入は毎月、給与からの天引きで行います。

ご購入時、換金時とも手数料はかかりません。

財形貯蓄制度をご利用の方は、持ち家取得などについて財形融資を受けられる特典があります。

財形貯蓄制度について

「財形貯蓄」とは、勤労者財産形成促進法に基づいて設けられた貯蓄制度です。

この法律は、勤労者の計画的な財産形成を促進することにより、勤労者の生活の安定をはかり、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。

この法律において、いわゆる「財形資産形成のための措置」として、勤労者財産形成貯蓄（一般財形）、勤労者財産形成住宅貯蓄（住宅財形）、勤労者財産形成年金貯蓄（年金財形）の制度が設けられています。

2. 財形公社債マザーファンドおよびインデックス マネジメント ファンド 225 マザーファンドに投資し、安定した収益の確保と売買益の獲得をはかります。

当ファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行います。

株式の実質組入比率は、投資信託財産の純資産総額の30%を限度とし、原則として常時相当程度の実質組入比率を維持します。

マザーファンドの運用方針

財形公社債マザーファンドは、国内外の公社債を主要投資対象とし、安定した収益の確保を

目的として安定運用を行います。

インデックス マネジメント ファンド 225 マザーファンドは、東京証券取引所第一部に上場されている株式のうち、日経平均株価に採用された銘柄の中から200銘柄以上に、原則として等株数投資を行い、日経平均株価に連動する投資成果を目指した運用を行います。

（注）

「日経平均株価」は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」自体および「日経平均株価」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。株式会社日本経済新聞社は同社の100%子会社である株式会社日本経済新聞デジタルメディアに「日経平均株価」の運営を委託しています。

「日経」および「日経平均株価」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全て株式会社日本経済新聞社に帰属しています。

当ファンドは、投資信託委託会社などの責任のもとで運用されるものであり、株式会社日本経済新聞社および株式会社日本経済新聞デジタルメディアは、その運用および当ファンドの受益権の取引に関して、一切責任を負いません。

株式会社日本経済新聞社および株式会社日本経済新聞デジタルメディアは、「日経平均株価」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延または中断に関して、責任を負いません。

株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」の構成銘柄、計算方法、その他「日経平均株価」の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

主な投資制限

| | |
|---------------|--|
| 株式への投資割合 | 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の30%以下とします。 |
| 同一銘柄の株式への投資割合 | 同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 |
| 外貨建資産への投資割合 | 外貨建資産への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の30%以下とします。 |

分配方針

原則として、年1回（毎年2月1日。1日および2日のいずれかが休業日の場合は、1日以降の営業日で翌日が営業日である日のうち1日に最も近い日。）の決算時に、収益の分配を行います。



分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

分配は、原則として、この投資信託に帰属すべき利息等収益を中心に安定的に行います。

運用状況により分配金額は変動します。また、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

c. 信託金限度額

委託者は、受託者と合意のうえ、金1,000億円を限度として、信託金を追加することができます。

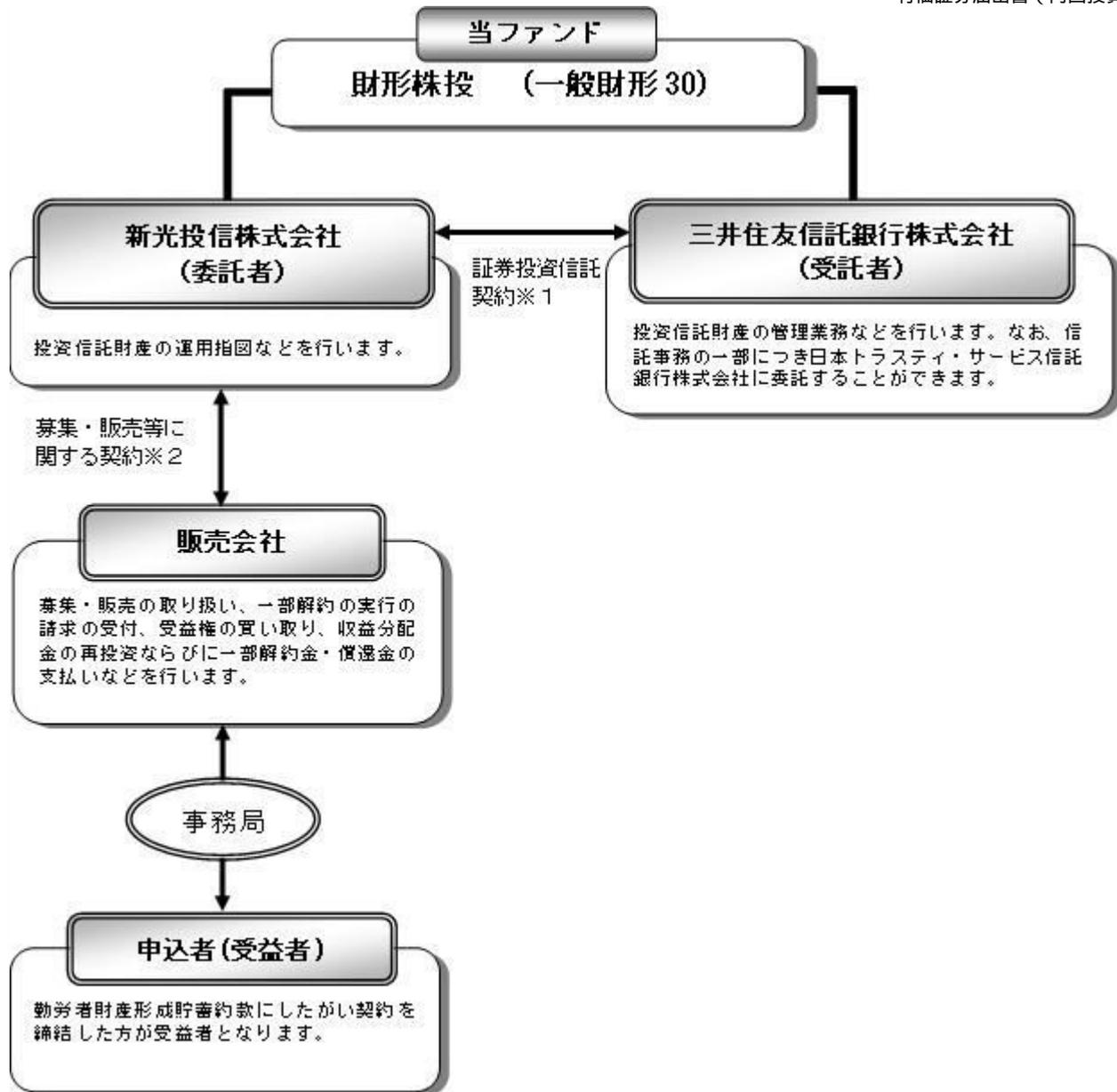
委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

| | |
|-------------|---|
| 平成6年4月26日 | 投資信託契約締結、ファンドの設定・運用開始 |
| 平成12年11月15日 | 関東財務局長に対して有価証券届出書提出 |
| 平成21年8月20日 | 主要投資対象のうち「日経300マザーファンド」受益証券を「インデックス マネジメント ファンド 225マザーファンド」受益証券に変更する約款変更の届出 |

(3) 【ファンドの仕組み】

a. ファンドの仕組み



1 証券投資信託契約

委託者と受託者との間において「証券投資信託契約（投資信託約款）」を締結しており、委託者および受託者の業務、受益者の権利、受益権、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

2 募集・販売等に関する契約

委託者と販売会社との間において「証券投資信託に関する基本契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取り扱い、収益分配金および償還金の支払い、解約の取り扱い等を規定しています。

b. 委託会社の概況

(イ) 資本金の額（平成28年2月末現在）

| | |
|-------------|------------|
| 資本金の額 | 45億2,430万円 |
| 会社が発行する株式総数 | 3,000,000株 |
| 発行済株式総数 | 1,823,250株 |

(ロ) 委託会社の沿革

| | |
|----------|-------------------------|
| 昭和36年6月 | 大井証券投資信託委託株式会社設立・免許取得 |
| 昭和44年10月 | 新和光投信委託株式会社に社名変更 |
| 昭和61年11月 | 有価証券等に関する投資助言・情報提供業務の認可 |

| | |
|------------|-----------------------------------|
| 平成 8 年 8 月 | 投資顧問業者の登録 |
| 平成 8 年12月 | 投資一任契約にかかる業務の認可 |
| 平成 9 年11月 | 投資信託の直接販売業務の認可 |
| 平成10年12月 | 証券投資信託法の改正に伴う投資信託の証券投資信託委託業のみなし認可 |
| 平成12年 4 月 | 太陽投信委託株式会社と合併し、新光投信株式会社に社名変更 |

(八) 大株主の状況

(平成28年2月末現在)

| 株主名 | 住所 | 持株数 | 持株比率 |
|--------------------------|-----------------------|------------|--------|
| みずほ証券株式会社 | 東京都千代田区大手町 1 - 5 - 1 | 1,396,362株 | 76.58% |
| 株式会社みずほ銀行 | 東京都千代田区大手町 1 - 5 - 5 | 182,115 | 9.98 |
| 株式会社みずほ証券リサーチ & コンサルティング | 東京都中央区日本橋 1 - 17 - 10 | 137,200 | 7.52 |

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a. 基本方針

当ファンドは、投資信託財産の成長と安定した収益の確保を目的として、安定運用を行います。

b. 運用の方法

(イ) 主要投資対象

財形公社債マザーファンド受益証券およびインデックス マネジメント ファンド 225 マザーファンド受益証券ならびに内外の公社債およびわが国の株式を主要投資対象とします。

(ロ) 投資態度

財形公社債マザーファンド受益証券および内外の公社債ならびにインデックス マネジメント ファンド 225 マザーファンド受益証券およびわが国の株式への投資により、安定した収益の確保と売買益の獲得をはかります。

インデックス マネジメント ファンド 225 マザーファンド受益証券およびわが国の株式への投資にあたっては、株式の実質投資割合の限度を投資信託財産の純資産総額の30%とし、常時相当程度の組入比率を維持することを基本とします。

有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる先物オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

投資信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。

（八）主な投資制限

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の30%以下とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。以下同じ。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の30%以下とします。

なお、当該外貨建資産については、為替ヘッジのため外国為替の売買の予約を行うことができます。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

マザーファンドの運用方針

財形公社債マザーファンド

1. 基本方針

この投資信託は、内外の公社債への投資により、安定した収益の確保を目的として安定運用を行います。

2. 運用方法

（1）投資対象

内外の公社債を主要投資対象とします。

（2）投資態度

内外の公社債への投資により、安定した収益の確保をはかります。

有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を行うことができます。

投資信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことができます。

（3）投資制限

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の50%以下とします。

なお、当該外貨建資産については、為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を行うことができます。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

インデックス マネジメント ファンド 225 マザーファンド

1. 基本方針

この投資信託は、日経平均株価(225種・東証)に連動する投資成果をめざした運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

東京証券取引所第一部に上場されている株式を投資対象とします。

(2) 投資態度

東京証券取引所第一部に上場されている株式のうち、日経平均株価(225種・東証)に採用された銘柄の中から200銘柄以上に、原則として等株数投資を行います。

株式の組入比率は、高位を保ちます。

有価証券等の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券指数等先物取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができます。

投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。

株式以外の資産への投資は、原則として投資信託財産総額の50%以下とします。ただし、市況動向に急激な変化が生じたときならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資は行いません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

運用による収益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

「日経平均株価」とは、ダウ・ジョーンズ社が開発した修正算式を用いて算出した東京証券取引所第一部上場225銘柄の平均株価で、増資権利落ちなど市況とは無関係な株価変動要因を修正し、連続性を持たせたものです。当平均株価は、昭和24年5月の取引所再開以来昭和45年6月まで東京証券取引所が「東証225種ダウ式修正平均株価」として発表しております。

したが、その後は日本短波放送に引き継がれ、さらに昭和50年5月から日本経済新聞社により算出され、昭和60年5月からは名称も“日経平均株価”となりました。

このように、「日経平均株価」は昭和24年から現在にいたるまで投資家の間で広く親しまれておりますが、海外でもシンガポール取引所の先物取引において、日本の株価指標として採用されるなど国際性も備えております。また、市場動向をより反映させるために採用銘柄の見直しも定期的に行われており、こうしたことから「日経平均株価」は、わが国の株式市場における代表的株価指標のひとつであるといえます。

1. 日経平均株価計算式

$$\text{日経平均株価} = \frac{\text{指数採用銘柄株価合計}}{\text{除数}}$$

なお、株価の合計額は、50円額面以外は50円額面に換算します（額面制度廃止後は、過去の額面などを基に定めた「みなし額面」を使用）。

2. 除数の修正

採用銘柄中の権利落ちおよび銘柄入れ替えの場合、原則として除数を修正します。

なお、大幅な株式分割や株式併合の場合、「みなし額面」を修正する場合があります。

3. 銘柄の入れ替え

日本経済新聞社が定める日経平均株価の銘柄選定基準に基づいて、原則として年1回採用銘柄の見直しが行われます。

（2）【投資対象】

a. 運用の指図範囲

委託者は、信託金を、新光投信株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたインデックス マネジメント ファンド 225 マザーファンドおよび財形公社債マザーファンド（金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律附則第84条により証券投資信託とみなされた信託）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）で市場性のあるものに投資することを指図します。ただし、余裕金については、預金、指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）、コール・ローン、手形割引市場において売買される手形、貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるものにより運用することの指図ができます。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. コマーシャル・ペーパー

7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第6号の証券または証書の性質を有するもの

8. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券（外国または外国の者が発行する本邦通貨表示の証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。以下同じ。）

9. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

10．外国法人が発行する譲渡性預金証書

11．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

12．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

13．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書および第7号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券および第7号の証券のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

b．先物

(イ) 委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとし（以下同じ。）、外国有価証券市場における現物オプション取引は公社債に限るものとします。

1．先物取引の売り建ておよびコール・オプションの売り付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2．先物取引の買い建ておよびプット・オプションの売り付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に投資信託財産が限月までに受け取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ投資信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに余裕金の範囲内とします。

3．コール・オプションおよびプット・オプションの買い付けの指図は、全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(ロ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引および先物オプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1．先物取引の売り建ておよびコール・オプションの売り付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジの対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金、その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。

2．先物取引の買い建ておよびプット・オプションの売り付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買い付け代金等実需の範囲内とします。

3．コール・オプションおよびプット・オプションの買い付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ、全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(ハ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引

所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、現物オプション取引は預金に限るものとします。

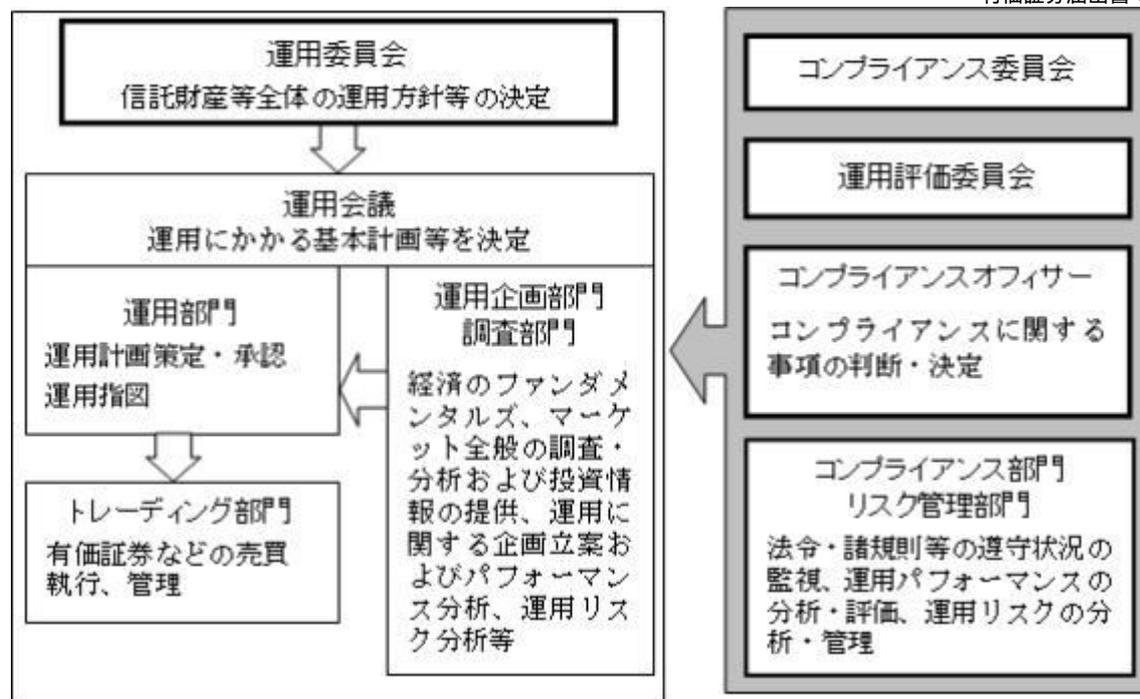
1. 先物取引の売り建ておよびコール・オプションの売り付けの指図は、建玉の合計額がヘッジの対象とする金利商品（以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買い建ておよびプット・オプションの売り付けの指図は、建玉の合計額が、投資信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに余裕金の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建て、投資信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に投資信託財産が限月までに受け取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該余裕金等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に投資信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買い付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

c. スワップ

- (イ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額とマザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部解約を指図するものとします。
- (ニ) 上記(ハ)において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該スワップ取引の想定元本の総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (ホ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (ヘ) 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うことができます。

(3) 【運用体制】

a. ファンドの運用体制



上記運用体制は、今後変更になることがあります。

PLAN

- ・運用委員会において決定された信託財産等全体の運用方針等に基づき、運用会議を運用部署全体（運用部門、運用企画部門、調査部門）で開催し、運用にかかる基本計画を決定します。
- ・運用担当者はこの運用の基本計画を踏まえ、運用計画を作成します。
- ・運用計画は運用調査本部長および副本部長により承認されます。

DO

- ・ファンドマネージャーは承認された運用計画に基づいて指図を行います。
- ・売買の執行・管理はトレーディング部門が行います。

SEE

- ・コンプライアンス部門・リスク管理部門（20名程度）は日々の運用指図および売買執行について法令・諸規則等の遵守状況の点検を行い、必要に応じて運用部門を牽制します。
- ・リスク管理部門は日々の運用リスク等の分析・管理のほか、投資信託財産のパフォーマンス分析を行います。
- ・コンプライアンス部門・リスク管理部門およびコンプライアンスオフィサー（1名）は、原則として3ヵ月毎に開催されるコンプライアンス委員会、運用評価委員会において運用成果、法令・諸規則等の遵守状況、運用リスク管理状況等について検証・報告を行います。

< 受託者に対する管理体制 >

投資信託財産の管理業務を通じ、受託者の信託事務の正確性・迅速性、システム対応力等を総合的に検証しています。また、受託者より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

b. 運用体制に関する社内規則

運用に関する社内規則として運用規程・細則および職務権限規程等を設けており、ファンドマネージャーの任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を

設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図っています。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規があります。

（４）【分配方針】

- a. 収益分配は年１回、原則として、２月１日（１日および２日のいずれかが休業日の場合は、１日以降の営業日で翌日が営業日である日のうち１日に最も近い日）の決算時に、当ファンドに帰属すべき利息等収益を中心に安定的に行います。
- b. 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - １．配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、信託報酬および当該監査報酬ならびに信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - ２．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は諸経費、監査報酬、信託報酬および当該監査報酬ならびに信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときはその全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- c. 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。
- d. 収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に再投資されます。

（５）【投資制限】

投資信託約款に定める投資制限

a. 株式等への投資割合

委託者は、投資信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とインデックス マネジメント ファンド 225 マザーファンドの投資信託財産に属する株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が投資信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。

投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属する当該マザーファンド受益証券の時価総額に当該マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下同じ。

b. 新株引受権証券等への投資割合

委託者は、取得時において投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

c. 同一銘柄への投資割合

（イ）委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とインデックス マネジメント ファンド 225 マザーファンドの投資信託財産に属する当該株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

（ロ）委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(八) 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額と財形公社債マザーファンドの投資信託財産に属する当該転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

d. 外貨建資産への投資割合

委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額と財形公社債マザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により100分の30を超えることとなった場合には、すみやかにこれを調整します。

e. 投資する株式等の範囲

委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場(上場予定を含みます。)されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

f. 投資する公社債の範囲

委託者が投資することを指図する公社債のうち、外貨建公社債(外国通貨表示の公社債(利金および償還金が異なる通貨によって表示され支払われる複数通貨建公社債であって、利金または償還金のいずれかが外国通貨によって表示され支払われるものを含みます。))をいいます。以下同じ。)、外国または外国法人の発行する邦貨建公社債およびわが国またはわが国法人が外国において発行する邦貨建公社債については、取引所に上場(上場予定を含みます。))されている銘柄およびこれに準ずるものとします。ただし、社債権者割当または株主割当により取得する公社債については、この限りではありません。

g. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

h. 外国為替予約の指図

委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

i. 信用取引の指図範囲

(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(ロ) 信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権

（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

j．有価証券の貸し付けの指図および範囲

（イ）委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けの指図をすることができます。

1．株式の貸し付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2．公社債の貸し付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

（ロ）上記（イ）に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

（ハ）委託者は、有価証券の貸し付けにあたって必要と認めるときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

k．資金の借り入れ

（イ）委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、投資信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借り入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

（ロ）資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1．一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受け取りの確定している資金の額の範囲内。

2．一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内。

3．借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%以内。

（ハ）借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。

（二）借入金の利息は投資信託財産中より支払われます。

l．受託者の自己または利害関係人等との取引

（イ）受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人、信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、約款に定める範囲内での資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。

（ロ）上記（イ）の取り扱いは、約款に定める範囲内での委託者の指図による取引についても同様とします。

m．デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

n．信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

法令に定める投資制限

a．同一の法人の発行する株式

委託者は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投

資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託者に指図しないものとします。

（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

3【投資リスク】

（1）ファンドのもつリスク

当ファンドは、株式や公社債など値動きのある証券に、マザーファンドを通じてまたは直接投資します。これらの投資対象証券には、主として次のような性質があり、当ファンドの基準価額を変動させる要因になります。これらの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

a．株価変動リスク

株価変動リスクとは、株式市場が国内外の政治、経済、社会情勢の変化、金利動向、発行企業の業績・経営状況の変化、市場の需給関係などの影響を受けて下落するリスクをいいます。当ファンドは、株式を主要投資対象の一つとして、マザーファンドを通じてまたは直接組み入れているため、株式市場の動きにより、当ファンドの基準価額は変動します。一般には、株式市場が下落した場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

b．信用リスク

信用リスクとは、当ファンドが、マザーファンドを通じてまたは直接投資する公社債および短期金融商品の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。一般に債務不履行が発生した場合、または予想される場合には、公社債および短期金融商品の価格は下落します。また、発行体の格付けの変更に伴い価格が下落するリスクもあります。

また、当ファンドがマザーファンドを通じてまたは直接投資する株式の発行企業が、業績悪化、経営不振あるいは倒産などに陥った場合には、その企業の株式の価値が大きく減少すること、もしくは無くなることもあり、当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。これらの影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

c．金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には、債券価格は下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

d．流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券などを売買しようとする場合、需要または供給が乏しいために、有価証券などを希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができないリスクをいいます。当ファンドまたはマザーファンドが売買しようとする有価証券などの市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合、希望する売買が希望する価格でできない可能性があります。特に流動性の低い有価証券などを売却する場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

e．為替変動リスク

外国通貨建の証券は、為替変動の影響を受けます。たとえば、投資対象となる有価証券などが現地通貨建で値上がりした場合でも、当該通貨に対して円高となった場合には、当該外国通貨建証券の円換算価格は下落することがあります。その場合、当ファンドの基準価額が

下落する可能性があります。

f．カンントリーリスク

一般に有価証券への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制などの要因によって影響を受けます。そのため、投資対象有価証券の発行国の政治、経済、社会情勢などの変化により、金融・証券市場が混乱し、資産価格が大きく変動することがあります。資産価格が下落した場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

g．他のベビーファンドの影響

当ファンドが投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象としている他のファンド（ベビーファンド）において、設定・解約や資産構成の変更などによりマザーファンドの組入る有価証券などに売買が生じた場合、その売買による組入る有価証券などの価格の変化や売買手数料などの負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。これにより、マザーファンドの基準価額が下落した場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

h．投資信託に関する一般的なリスクおよびその他の留意点

- (イ) 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- (ロ) 法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。
- (ハ) 投資信託財産の状況によっては、目指す運用が行われないことがあります。また、投資信託財産の減少の状況によっては、委託者が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。
- (ニ) 投資した資産の流動性が低下し、当該資産の売却・換金が困難になる場合などがあります。その結果、投資者の換金請求に伴う資金の手当てに支障が生じる場合などには、換金のお申し込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた換金のお申し込みを取り消す場合があります。
- (ホ) 短期間に相当金額の解約申し込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入る有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。
- (ヘ) 証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更などの諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながる可能性があります。
- (ト) 投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

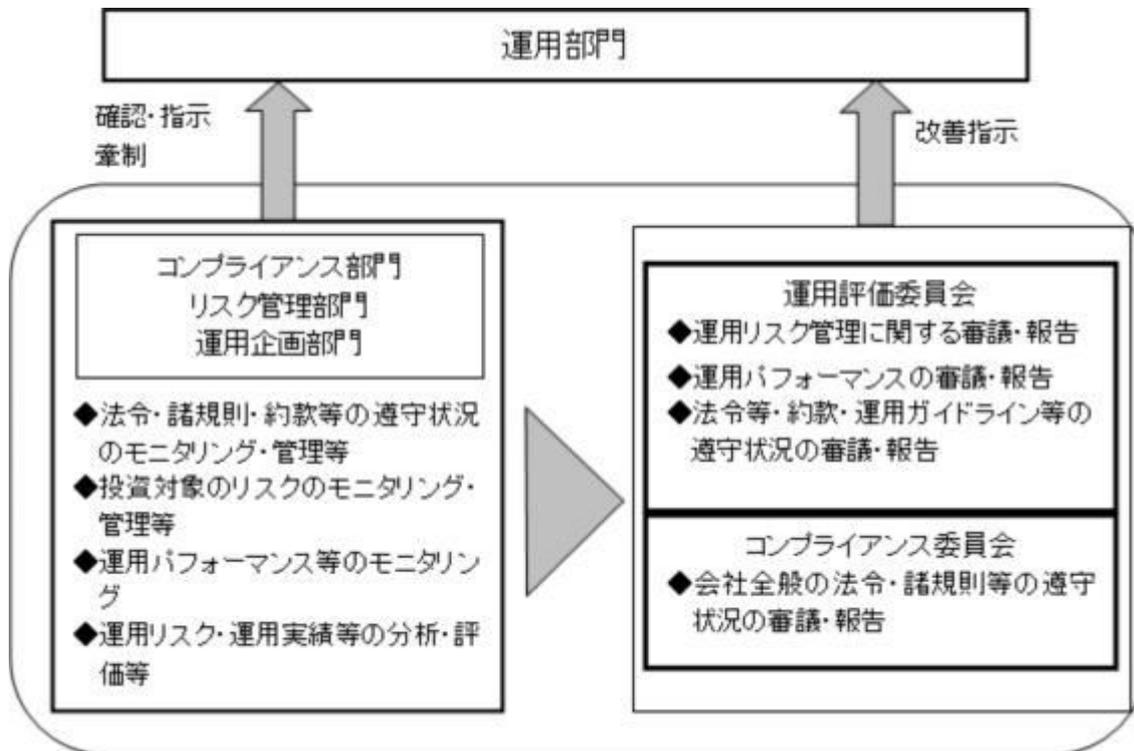
分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

(2) リスク管理体制

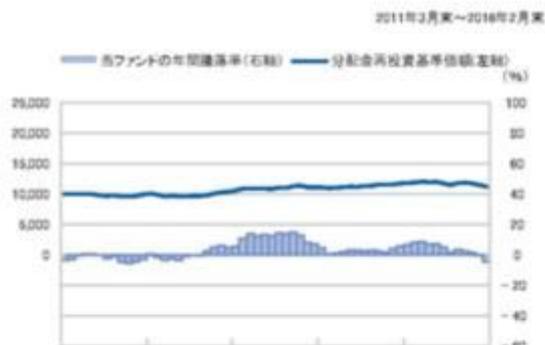
- パフォーマンスの分析・管理 : 運用成果を分析し、その結果を審議・検討してその評価を行います。
- 運用リスクの管理 : 投資信託財産の運用リスクの管理およびその管理の現状・適正性を把握し、管理方針を協議、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。



上記リスク管理体制は、今後変更になることがあります。

<参考情報>

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

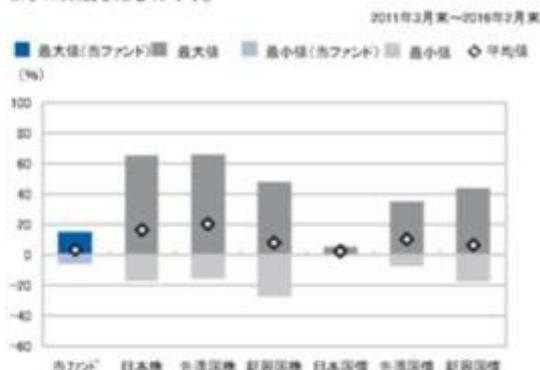


- ※分配金再投資基準価額は、2011年3月末の基準価額を10,000として指数化しております。
- ※年間騰落率は、2011年2月から2016年2月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を当ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



| 当ファンド | 日本株 | 先進国株 | 新興国株 | 日本国債 | 先進国債 | 新興国債 |
|-------|------|-------|-------|-------|------|------|
| 最大値 | 14.7 | 65.0 | 65.7 | 47.4 | 5.1 | 34.9 |
| 最小値 | △5.5 | △17.0 | △15.6 | △27.4 | 0.4 | △7.5 |
| 平均値 | 3.0 | 16.2 | 20.0 | 7.7 | 2.3 | 10.3 |

- ※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- ※2011年3月から2016年2月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- ※決算日に対応した数値とは異なります。
- ※当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

各資産クラスの指数

- 日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
 - 先進国株・・・MSCI-KORUSAI-インデックス(配当込み、円ベース)
 - 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
 - 日本国債・・・NOMURA-BPI国債
 - 先進国債・・・シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 - 新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)
- (注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KORUSAI-インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KORUSAI-インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、物権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、Citigroup Index LLCが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。

なお、シティ世界国債インデックスに関する著作権、物権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

本指数は、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2014, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料はありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金時の手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

日々のファンドの純資産総額に年率1.566%（税抜1.45%）以内を乗じて得た額とします。

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産から支払われます。

信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率

< 信託報酬の配分 >

| | | |
|------|-------------|---|
| 委託者 | 年率0.33%（税抜） | 委託した資金の運用、基準価額の算出などの対価 |
| 販売会社 | 年率1.05%（税抜） | 購入後の情報提供、運用報告書など各種書類の送付、分配金・償還金・換金代金支払などの事務手続きなどの対価 |
| 受託者 | 年率0.07%（税抜） | 運用財産の管理、委託者からの指図の実行などの対価 |

(4) 【その他の手数料等】

a. 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息ならびにこれら諸経費にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。

b. 監査法人に支払うファンドの監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は受益者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。

監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支払われます。

c. 証券取引に伴う手数料・税金等、当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料にかかる消費税等および資産を外国で保管する場合の費用ならびに先物取引・オプション取引等に要する費用についても投資信託財産が負担します。

d. 「その他の手数料等」については、定率でないもの、定時に見直されるもの、売買条件などに応じて異なるものなどがあるため、当該費用および合計額などを表示することができません。

手数料などの合計額については、購入金額や保有期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

a. 収益分配金・一部解約金・償還金の取り扱い

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金および一部解約金・償還金の個別元本超過額については、配当所得として課税され、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率で源泉徴収されます。なお、元本払戻金（特別分配金）は課税されま

せん。確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用はありません。）・申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

買取請求による換金については、各企業・団体の事務局にお問い合わせください。

b. 個別元本について

(イ) 追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

(ロ) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

(ハ) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、「c. 収益分配金の課税について」をご参照ください。）

c. 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

ただし、課税対象となります分配金は普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）に関しましては非課税扱いとなります。

上記は平成28年4月1日現在のものです。税法が改正された場合等は、上記「（5）課税上の取扱い」の内容が変更される場合があります。税金の取り扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

（1）【投資状況】

財形株投（一般財形30）

（平成28年 2月29日現在）

| 資産の種類 | 国/地域 | 時価合計（円） | 投資比率（%） |
|---------------------|------|------------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 66,243,519 | 94.26 |
| 現金・預金・その他の資産（負債控除後） | | 4,030,332 | 5.73 |
| 純資産総額 | | 70,273,851 | 100.00 |

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

(参考) 財形公社債マザーファンド

(平成28年 2月29日現在)

| 資産の種類 | 国/地域 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|---------------------|------|-------------|---------|
| 地方債証券 | 日本 | 176,976,236 | 94.98 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | | 9,349,094 | 5.01 |
| 純資産総額 | | 186,325,330 | 100.00 |

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

(参考) インデックス マネジメント ファンド 225 マザーファンド

(平成28年 2月29日現在)

| 資産の種類 | 国/地域 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|---------------------|------|----------------|---------|
| 株式 | 日本 | 19,610,604,000 | 96.58 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | | 692,637,646 | 3.41 |
| 純資産総額 | | 20,303,241,646 | 100.00 |

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

財形株投 (一般財形30)

イ. 評価額上位銘柄明細

(平成28年 2月29日現在)

| 順位 | 国/地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量又は 額面総額 | 帳簿価額 単価 (円) | 帳簿価額 金額 (円) | 評価額 単価 (円) | 評価額 金額 (円) | 投資 比率 (%) |
|----|------|---------------|---------------------------------------|--------------|-------------------|-------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 1 | 日本 | 親投資信託 受益証券 | 財形公社債マザーファンド | 40,952,236 | 1.1588 | 47,455,451 | 1.1588 | 47,455,451 | 67.52 |
| 2 | 日本 | 親投資信託 受益証券 | インデックス マネジメント ファンド 225 マザーファン ド | 9,975,083 | 2.0808 | 20,756,647 | 1.8835 | 18,788,068 | 26.73 |

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

ロ. 種類別投資比率

(平成28年 2月29日現在)

| 種類 | 投資比率(%) |
|----|---------|
|----|---------|

| | |
|-----------|-------|
| 親投資信託受益証券 | 94.26 |
| 合計 | 94.26 |

(参考) 財形公社債マザーファンド

イ. 評価額上位銘柄明細

(平成28年 2月29日現在)

| 順位 | 国/地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量又は 額面総額 | 帳簿価額 単価 (円) | 帳簿価額 金額 (円) | 評価額 単価 (円) | 評価額 金額 (円) | 利率 (%) | 償還期限 | 投資 比率 (%) |
|----|------|-------|-----------------------|--------------|-------------------|-------------------|------------------|------------------|-----------|------------|-----------------|
| 1 | 日本 | 地方債証券 | 平成23年度第7回福岡県公募公債 | 32,200,000 | 100.13 | 32,241,860 | 100.13 | 32,241,860 | 0.4100 | 2016.12.22 | 17.30 |
| 2 | 日本 | 地方債証券 | 平成18年度第1回北海道公募公債 | 26,000,000 | 100.27 | 26,071,451 | 100.27 | 26,071,451 | 1.8000 | 2016.04.28 | 13.99 |
| 3 | 日本 | 地方債証券 | 平成23年度第1回あいち県民債 | 20,500,000 | 100.09 | 20,520,122 | 100.09 | 20,520,122 | 0.4800 | 2016.07.27 | 11.01 |
| 4 | 日本 | 地方債証券 | 平成18年度第4回横浜市公債「ハマ債10」 | 13,900,000 | 101.90 | 14,164,100 | 101.82 | 14,152,980 | 1.8400 | 2017.03.20 | 7.59 |
| 5 | 日本 | 地方債証券 | 第148回神奈川県公募公債 | 12,720,000 | 102.72 | 13,065,984 | 102.53 | 13,041,816 | 1.9300 | 2017.06.20 | 6.99 |
| 6 | 日本 | 地方債証券 | 平成24年度兵庫県市町共同公募債 | 10,600,000 | 100.10 | 10,610,600 | 100.12 | 10,612,720 | 0.2700 | 2017.05.25 | 5.69 |
| 7 | 日本 | 地方債証券 | 平成18年度第10回兵庫県公募公債 | 10,000,000 | 101.34 | 10,134,820 | 101.34 | 10,134,820 | 2.0100 | 2016.11.16 | 5.43 |
| 8 | 日本 | 地方債証券 | 第95回大阪府公募公債(5年) | 10,000,000 | 101.00 | 10,100,000 | 100.91 | 10,091,000 | 0.3650 | 2018.06.27 | 5.41 |
| 9 | 日本 | 地方債証券 | 第59回神奈川県公募公債(5年) | 10,000,000 | 100.88 | 10,088,000 | 100.77 | 10,077,000 | 0.2390 | 2018.12.20 | 5.40 |
| 10 | 日本 | 地方債証券 | 第33回大阪府公募公債(2年) | 10,000,000 | 100.16 | 10,016,000 | 100.13 | 10,013,000 | 0.0480 | 2017.12.25 | 5.37 |
| 11 | 日本 | 地方債証券 | 平成23年度第2回大阪市おつくし債 | 10,000,000 | 100.12 | 10,012,417 | 100.12 | 10,012,417 | 0.4200 | 2016.12.27 | 5.37 |
| 12 | 日本 | 地方債証券 | 第12回す号名古屋市公募公債 | 10,000,000 | 100.07 | 10,007,050 | 100.07 | 10,007,050 | 1.7000 | 2016.03.16 | 5.37 |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

ロ. 種類別投資比率

(平成28年 2月29日現在)

| 種類 | 投資比率(%) |
|-------|---------|
| 地方債証券 | 94.98 |
| 合計 | 94.98 |

(参考) インデックス マネジメント ファンド 225 マザーファンド

イ. 評価額上位銘柄明細

(平成28年 2月29日現在)

| 順位 | 国/地域 | 種類 | 銘柄名 | 業種 | 数量又は 額面総額 | 帳簿価額 単価 (円) | 帳簿価額 金額 (円) | 評価額 単価 (円) | 評価額 金額 (円) | 投資 比率 (%) |
|----|------|----|-----------------|--------|--------------|-------------------|-------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 1 | 日本 | 株式 | ファーストリテイリング | 小売業 | 48,000 | 37,640.00 | 1,806,720,000 | 31,340.00 | 1,504,320,000 | 7.40 |
| 2 | 日本 | 株式 | KDDI | 情報・通信業 | 288,000 | 2,871.00 | 826,848,000 | 2,878.00 | 828,864,000 | 4.08 |
| 3 | 日本 | 株式 | ソフトバンクグループ | 情報・通信業 | 144,000 | 5,520.00 | 794,880,000 | 5,574.00 | 802,656,000 | 3.95 |
| 4 | 日本 | 株式 | ファナック | 電気機器 | 48,000 | 18,715.00 | 898,320,000 | 16,600.00 | 796,800,000 | 3.92 |
| 5 | 日本 | 株式 | 京セラ | 電気機器 | 96,000 | 5,164.00 | 495,744,000 | 4,972.00 | 477,312,000 | 2.35 |
| 6 | 日本 | 株式 | アステラス製薬 | 医薬品 | 240,000 | 1,610.50 | 386,520,000 | 1,624.00 | 389,760,000 | 1.91 |
| 7 | 日本 | 株式 | セコム | サービス業 | 48,000 | 7,554.00 | 362,592,000 | 8,039.00 | 385,872,000 | 1.90 |
| 8 | 日本 | 株式 | テルモ | 精密機器 | 96,000 | 3,665.00 | 351,840,000 | 3,860.00 | 370,560,000 | 1.82 |
| 9 | 日本 | 株式 | ダイキン工業 | 機械 | 48,000 | 7,765.00 | 372,720,000 | 7,575.00 | 363,600,000 | 1.79 |
| 10 | 日本 | 株式 | エーザイ | 医薬品 | 48,000 | 7,242.00 | 347,616,000 | 6,958.00 | 333,984,000 | 1.64 |
| 11 | 日本 | 株式 | 東京エレクトロン | 電気機器 | 48,000 | 6,885.00 | 330,480,000 | 6,814.00 | 327,072,000 | 1.61 |
| 12 | 日本 | 株式 | 日東電工 | 化学 | 48,000 | 7,191.00 | 345,168,000 | 5,976.00 | 286,848,000 | 1.41 |
| 13 | 日本 | 株式 | トヨタ自動車 | 輸送用機器 | 48,000 | 6,797.00 | 326,256,000 | 5,897.00 | 283,056,000 | 1.39 |
| 14 | 日本 | 株式 | TDK | 電気機器 | 48,000 | 7,210.00 | 346,080,000 | 5,890.00 | 282,720,000 | 1.39 |
| 15 | 日本 | 株式 | 本田技研工業 | 輸送用機器 | 96,000 | 3,500.00 | 336,000,000 | 2,887.00 | 277,152,000 | 1.36 |
| 16 | 日本 | 株式 | 花王 | 化学 | 48,000 | 5,662.00 | 271,776,000 | 5,699.00 | 273,552,000 | 1.34 |
| 17 | 日本 | 株式 | 信越化学工業 | 化学 | 48,000 | 6,171.00 | 296,208,000 | 5,666.00 | 271,968,000 | 1.33 |
| 18 | 日本 | 株式 | エヌ・ティ・ティ・データ | 情報・通信業 | 48,000 | 5,630.00 | 270,240,000 | 5,650.00 | 271,200,000 | 1.33 |
| 19 | 日本 | 株式 | 武田薬品工業 | 医薬品 | 48,000 | 5,559.00 | 266,832,000 | 5,371.00 | 257,808,000 | 1.26 |
| 20 | 日本 | 株式 | 電通 | サービス業 | 48,000 | 6,280.00 | 301,440,000 | 5,250.00 | 252,000,000 | 1.24 |
| 21 | 日本 | 株式 | 塩野義製薬 | 医薬品 | 48,000 | 5,104.00 | 244,992,000 | 4,835.00 | 232,080,000 | 1.14 |
| 22 | 日本 | 株式 | キヤノン | 電気機器 | 72,000 | 3,302.00 | 237,744,000 | 3,163.00 | 227,736,000 | 1.12 |
| 23 | 日本 | 株式 | セブン&アイ・ホールディングス | 小売業 | 48,000 | 5,059.00 | 242,832,000 | 4,495.00 | 215,760,000 | 1.06 |
| 24 | 日本 | 株式 | 日本たばこ産業 | 食料品 | 48,000 | 4,092.00 | 196,416,000 | 4,490.00 | 215,520,000 | 1.06 |
| 25 | 日本 | 株式 | 富士フイルムホールディングス | 化学 | 48,000 | 4,617.00 | 221,616,000 | 4,232.00 | 203,136,000 | 1.00 |
| 26 | 日本 | 株式 | デンソー | 輸送用機器 | 48,000 | 5,113.00 | 245,424,000 | 4,187.00 | 200,976,000 | 0.98 |
| 27 | 日本 | 株式 | オリンパス | 精密機器 | 48,000 | 4,410.00 | 211,680,000 | 4,120.00 | 197,760,000 | 0.97 |
| 28 | 日本 | 株式 | トレンドマイクロ | 情報・通信業 | 48,000 | 4,695.00 | 225,360,000 | 4,110.00 | 197,280,000 | 0.97 |
| 29 | 日本 | 株式 | ブリヂストン | ゴム製品 | 48,000 | 3,968.00 | 190,464,000 | 3,953.00 | 189,744,000 | 0.93 |
| 30 | 日本 | 株式 | キッコーマン | 食料品 | 48,000 | 3,710.00 | 178,080,000 | 3,715.00 | 178,320,000 | 0.87 |

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

□ 種類別及び業種別の投資比率

(平成28年 2月29日現在)

| 種類 | 国内/外国 | 業種 | 投資比率 (%) |
|----|-------|----|-------------|
|----|-------|----|-------------|

| | | | |
|--------|------|------------|-------|
| 株式 | 国内 | 水産・農林業 | 0.17 |
| | | 鉱業 | 0.07 |
| | | 建設業 | 3.00 |
| | | 食料品 | 5.67 |
| | | 繊維製品 | 0.35 |
| | | パルプ・紙 | 0.29 |
| | | 化学 | 7.68 |
| | | 医薬品 | 8.02 |
| | | 石油・石炭製品 | 0.31 |
| | | ゴム製品 | 1.14 |
| | | ガラス・土石製品 | 1.41 |
| | | 鉄鋼 | 0.20 |
| | | 非鉄金属 | 1.20 |
| | | 金属製品 | 0.47 |
| | | 機械 | 4.50 |
| | | 電気機器 | 15.74 |
| | | 輸送用機器 | 6.13 |
| | | 精密機器 | 3.35 |
| | | その他製品 | 1.19 |
| | | 電気・ガス業 | 0.30 |
| | | 陸運業 | 2.81 |
| | | 海運業 | 0.14 |
| | | 空運業 | 0.07 |
| | | 倉庫・運輸関連業 | 0.34 |
| | | 情報・通信業 | 11.40 |
| | | 卸売業 | 1.99 |
| | | 小売業 | 10.03 |
| | | 銀行業 | 0.96 |
| | | 証券、商品先物取引業 | 0.49 |
| | | 保険業 | 1.03 |
| その他金融業 | 0.45 | | |
| 不動産業 | 2.17 | | |
| サービス業 | 3.37 | | |
| 合計 | | 96.58 | |

【投資不動産物件】

財形株投（一般財形30）

該当事項はありません。

（参考）財形公社債マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）インデックス マネジメント ファンド 225 マザーファンド

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

財形株投（一般財形30）

該当事項はありません。

（参考）財形公社債マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）インデックス マネジメント ファンド 225 マザーファンド

（平成28年 2月29日現在）

| 資産の種類 | 取引所 | 資産の名称 | 買建/ 売建 | 数量 | 通貨 | 帳簿価額 （円） | 評価額 （円） | 投資比率 （％） |
|--------------|-------|------------|-----------|----|-----|-------------|-------------|-------------|
| 株価指数先物 取引 | 大阪取引所 | 日経平均株価指数先物 | 買建 | 39 | 日本円 | 668,147,560 | 621,270,000 | 3.05 |

（注）時価評価にあたっては、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所及び外国金融商品市場の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

（3）【運用実績】

【純資産の推移】

財形株投（一般財形30）

| 期別 | 純資産総額（円） | | 1口当たり純資産額（円） | |
|-----------------------|------------|------------|--------------|--------|
| | （分配落） | （分配付） | （分配落） | （分配付） |
| 第13計算期間末（平成19年 2月 1日） | 31,463,552 | 31,480,014 | 0.9556 | 0.9561 |
| 第14計算期間末（平成20年 2月 4日） | 36,692,752 | 36,713,253 | 0.8949 | 0.8954 |
| 第15計算期間末（平成21年 2月 2日） | 34,439,504 | 34,461,824 | 0.7715 | 0.7720 |
| 第16計算期間末（平成22年 2月 1日） | 41,743,855 | 41,769,602 | 0.8106 | 0.8111 |
| 第17計算期間末（平成23年 2月 1日） | 48,000,608 | 48,030,307 | 0.8081 | 0.8086 |
| 第18計算期間末（平成24年 2月 1日） | 49,061,631 | 49,093,481 | 0.7702 | 0.7707 |
| 第19計算期間末（平成25年 2月 4日） | 49,777,774 | 49,808,120 | 0.8202 | 0.8207 |
| 第20計算期間末（平成26年 2月 3日） | 58,313,793 | 58,346,964 | 0.8790 | 0.8795 |
| 第21計算期間末（平成27年 2月 2日） | 66,433,194 | 66,469,402 | 0.9174 | 0.9179 |
| 第22計算期間末（平成28年 2月 1日） | 70,980,961 | 71,019,611 | 0.9182 | 0.9187 |
| 平成27年 2月末日 | 69,131,840 | | 0.9337 | |

| | | | |
|------------|------------|--|--------|
| 3月末日 | 69,532,636 | | 0.9396 |
| 4月末日 | 68,984,043 | | 0.9431 |
| 5月末日 | 70,637,593 | | 0.9557 |
| 6月末日 | 72,563,713 | | 0.9506 |
| 7月末日 | 72,850,307 | | 0.9539 |
| 8月末日 | 71,327,176 | | 0.9319 |
| 9月末日 | 71,015,577 | | 0.9123 |
| 10月末日 | 72,699,783 | | 0.9351 |
| 11月末日 | 73,725,586 | | 0.9432 |
| 12月末日 | 72,653,016 | | 0.9333 |
| 平成28年 1月末日 | 70,622,775 | | 0.9136 |
| 2月末日 | 70,273,851 | | 0.8919 |

【分配の推移】

財形株投（一般財形30）

| 期 | 計算期間 | 1口当たりの分配金（円） |
|---------|-------------------------|--------------|
| 第13計算期間 | 平成18年 2月 2日～平成19年 2月 1日 | 0.0005 |
| 第14計算期間 | 平成19年 2月 2日～平成20年 2月 4日 | 0.0005 |
| 第15計算期間 | 平成20年 2月 5日～平成21年 2月 2日 | 0.0005 |
| 第16計算期間 | 平成21年 2月 3日～平成22年 2月 1日 | 0.0005 |
| 第17計算期間 | 平成22年 2月 2日～平成23年 2月 1日 | 0.0005 |
| 第18計算期間 | 平成23年 2月 2日～平成24年 2月 1日 | 0.0005 |
| 第19計算期間 | 平成24年 2月 2日～平成25年 2月 4日 | 0.0005 |
| 第20計算期間 | 平成25年 2月 5日～平成26年 2月 3日 | 0.0005 |
| 第21計算期間 | 平成26年 2月 4日～平成27年 2月 2日 | 0.0005 |
| 第22計算期間 | 平成27年 2月 3日～平成28年 2月 1日 | 0.0005 |

【収益率の推移】

財形株投（一般財形30）

| 期 | 計算期間 | 収益率（%） |
|---------|-------------------------|--------|
| 第13計算期間 | 平成18年 2月 2日～平成19年 2月 1日 | 1.0 |
| 第14計算期間 | 平成19年 2月 2日～平成20年 2月 4日 | 6.3 |
| 第15計算期間 | 平成20年 2月 5日～平成21年 2月 2日 | 13.7 |
| 第16計算期間 | 平成21年 2月 3日～平成22年 2月 1日 | 5.1 |
| 第17計算期間 | 平成22年 2月 2日～平成23年 2月 1日 | 0.2 |
| 第18計算期間 | 平成23年 2月 2日～平成24年 2月 1日 | 4.6 |
| 第19計算期間 | 平成24年 2月 2日～平成25年 2月 4日 | 6.6 |

| | | |
|---------|-------------------------|-----|
| 第20計算期間 | 平成25年 2月 5日～平成26年 2月 3日 | 7.2 |
| 第21計算期間 | 平成26年 2月 4日～平成27年 2月 2日 | 4.4 |
| 第22計算期間 | 平成27年 2月 3日～平成28年 2月 1日 | 0.1 |

(注)収益率は各計算期間における騰落率を表示しており、当該計算期間の分配金額を加算して計算しています。

(4)【設定及び解約の実績】

財形株投 (一般財形30)

| 期 | 計算期間 | 設定口数(口) | 解約口数(口) |
|---------|-------------------------|------------|------------|
| 第13計算期間 | 平成18年 2月 2日～平成19年 2月 1日 | 10,251,036 | 7,651,115 |
| 第14計算期間 | 平成19年 2月 2日～平成20年 2月 4日 | 13,581,031 | 5,504,172 |
| 第15計算期間 | 平成20年 2月 5日～平成21年 2月 2日 | 15,198,973 | 11,559,926 |
| 第16計算期間 | 平成21年 2月 3日～平成22年 2月 1日 | 13,887,409 | 7,034,600 |
| 第17計算期間 | 平成22年 2月 2日～平成23年 2月 1日 | 16,259,371 | 8,354,697 |
| 第18計算期間 | 平成23年 2月 2日～平成24年 2月 1日 | 15,132,183 | 10,829,551 |
| 第19計算期間 | 平成24年 2月 2日～平成25年 2月 4日 | 12,708,888 | 15,717,854 |
| 第20計算期間 | 平成25年 2月 5日～平成26年 2月 3日 | 11,978,720 | 6,327,682 |
| 第21計算期間 | 平成26年 2月 4日～平成27年 2月 2日 | 12,614,872 | 6,541,684 |
| 第22計算期間 | 平成27年 2月 3日～平成28年 2月 1日 | 12,934,451 | 8,049,784 |

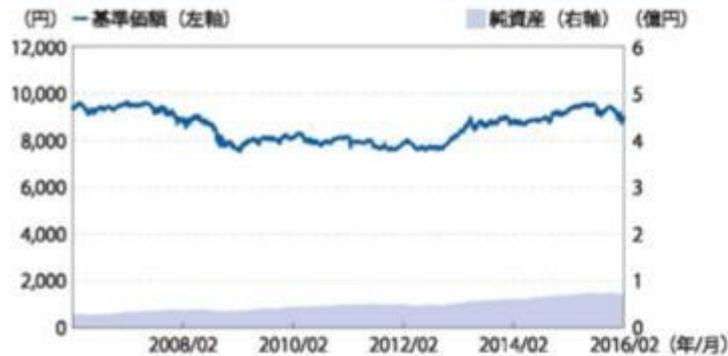
参考情報

運用実績

2016年2月29日現在

<基準価額・純資産の推移>

(2006年3月1日～2016年2月29日)



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。
 ※設定時から10年以上経過した場合は、最近10年分を記載しています。

<分配の推移>

| | |
|---------|-----|
| 2016年2月 | 5円 |
| 2015年2月 | 5円 |
| 2014年2月 | 5円 |
| 2013年2月 | 5円 |
| 2012年2月 | 5円 |
| 直近10年累計 | 50円 |

※分配は1万口当たり・税引前の金額です。
 ※分配の推移は、将来の分配の水準を示唆・保証するものではありません。分配が行われない場合もあります。

<主要な資産の状況>

組入状況

| ファンド名 | 純資産比率 |
|--------------------------------|--------|
| 財形公社債マザーファンド | 67.52% |
| インデックス マネジメント ファンド 225 マザーファンド | 26.73% |
| 合計 | 94.26% |

組入上位5銘柄 (財形公社債マザーファンド)

| 銘柄名 | 償還日 | 利率 | 純資産比率 |
|-----------------------|------------|--------|--------|
| 平成23年度第7回福岡県公募債 | 2016/12/22 | 0.410% | 17.30% |
| 平成18年度第1回北海道公募債 | 2016/04/28 | 1.800% | 13.99% |
| 平成23年度第1回あいち県民債 | 2016/07/27 | 0.480% | 11.01% |
| 平成18年度第4回横浜市公債「ハマ債10」 | 2017/03/20 | 1.840% | 7.59% |
| 第148回神奈川県公募債 | 2017/06/20 | 1.930% | 6.99% |

※純資産比率は、財形公社債マザーファンドの純資産総額に対する比率です。

組入銘柄数:12銘柄

組入上位5銘柄 (インデックス マネジメント ファンド 225 マザーファンド)

| 銘柄名 | 業種 | 純資産比率 |
|-------------|--------|-------|
| ファーストリテイリング | 小売業 | 7.40% |
| KDDI | 情報・通信業 | 4.08% |
| ソフトバンクグループ | 情報・通信業 | 3.95% |
| ファナック | 電気機器 | 3.92% |
| 京セラ | 電気機器 | 2.35% |

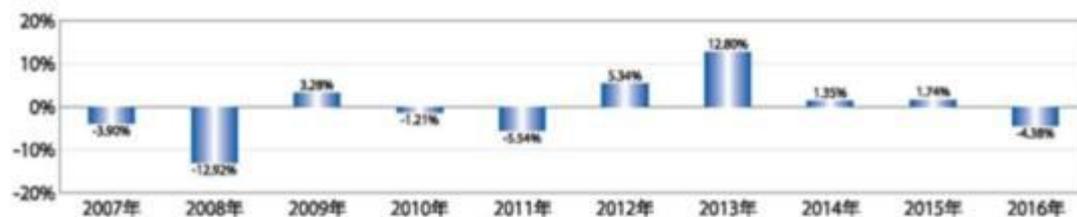
※東証33業種分類にしたがって記載しています。

※純資産比率は、インデックス マネジメント ファンド 225 マザーファンドの純資産総額に対する比率です。

組入銘柄数:225銘柄

<年間収益率の推移>

暦年ベース



※税引前の分配金を単純に合算して計算しています。

※当ファンドにはベンチマークがありません。

※2016年については、年初から2月末までの収益率を記載しています。

- 当ページの図表は過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
- 表中の純資産比率は小数第3位を切り捨てて求めたものであり、各比率の合計と合計欄の数値が一致しない場合があります。
- 最新の運用実績は、表紙に記載する委託会社のホームページなどでご確認いただけます。

6

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(イ) 取得申込者は、事務局を通じて受益権を1,000円以上1,000円単位で、取得申込受付日の基準価額で購入することができます。

販売会社や申込形態によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

取得申込者は、事務局を通じて販売会社に取引口座を開設のうえ、申し込みを行います。

(ロ) 取得申込者は、販売会社との間で「勤労者財産形成貯蓄約款」（別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。）にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

(ハ) お買い付けは、原則として事務局を通じて給与天引きにより、一定の日（毎月10日、20日および月末（休日の場合はその直前の営業日）から5営業日目）に行います。

2【換金（解約）手続等】

a．一部解約（解約請求によるご解約）

(イ) 受益者は、1口単位で、一部解約の実行を請求することができます。

(ロ) 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

(ハ) 委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。また、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

(ニ) 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額とします。

一部解約に関して課税対象者にかかる所得税および地方税に相当する金額が控除されます。

なお、一部解約の価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク

フリーダイヤル 0120-104-694

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。）

基準価額につきましては、新光投信株式会社のインターネットホームページ（<http://www.shinkotoushin.co.jp/>）または、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額および一部解約の価額は、前日以前のものとなります。

(ホ) 一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、4営業日目から販売会社において受益者に支払われます。

(ヘ) 委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。

(ト) 上記（ヘ）により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、当該計算日の基準価額とします。

b．受益権の買い取り

(イ) 販売会社は、受益者の請求があるときは、1口単位でその受益権を買い取ります。

(ロ) 受益権の買取価額は、買取約定日の基準価額から、当該買い取りに関して当該買い取りを行う販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を控除した額とします。

< 買取請求時の税相当額 >

買取請求時に一定の条件を満たしていない場合、買取請求時の手取額は、対象となる基準価額から、当該買い取りを行う販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を控除した金額となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

税法が改正された場合等は、上記の税金にかかる内容が変更される場合があります。

なお、買取価額は毎営業日に算出されますので、販売会社にお問い合わせください。

- (ハ) 買取代金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として4営業日目から販売会社において受益者に支払われます。
- (ニ) 販売会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて受益権の買い取りを中止することができます。
- (ホ) 上記(ニ)により受益権の買い取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買い取りを受け付けたものとして、上記(ロ)の規定に準じて計算された額とします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、純資産総額を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

基準価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク

フリーダイヤル 0120-104-694

(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)

インターネットホームページ

<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。

当ファンドの主な投資対象の評価方法は以下のとおりです。

| 投資対象 | 評価方法 |
|-----------|--|
| 親投資信託受益証券 | 原則として基準価額計算日の基準価額で評価 |
| 株式 | 原則として基準価額計算日の取引所の最終相場で評価 |
| 公社債等 | 原則として基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価 日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値) 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く。) 価格情報会社の提供する価額 |
| 外貨建資産 | 原則として基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算により評価 |
| 為替予約取引 | 原則として基準価額計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価 |

外国で取引されているものについては、原則として基準価額計算時に知りうる直近の日とします。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

当ファンドの信託期間は、原則として無期限です。

(4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎年2月2日から翌年2月1日までとすることを原則とします。

上記にかかわらず、上記の各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）もしくはその翌日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で、翌日が営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

a. 信託の終了（投資信託契約の解約）

(イ) 委託者は、信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、投資信託契約の解約をしません。

委託者は、上記の規定により、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

約款第48条第3項から第5項までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(ロ) 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

(ハ) 委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

上記の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、約款第53条第4項に該当する場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。

(ニ) 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を

解任した場合、委託者は、下記「b．投資信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

b．投資信託約款の変更

(イ) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、投資信託約款の変更をしません。

委託者は、上記の規定により、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ロ) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、上記(イ)の規定にしたがいます。

c．異議申し立ておよび受益権の買取請求

投資信託契約の解約または投資信託約款の変更でその内容が重大な場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

上記の買取請求に関する手続きについては、上記「a．信託の終了」または「b．投資信託約款の変更」で規定する公告または書面に記載します。

d．運用報告書

委託者は、毎決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対し、販売会社を通じて交付します。

運用報告書（全体版）は、下記「e．公告」に記載の委託者のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

e．公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

f．委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

g．信託事務処理の再信託

(イ) 受託者は、当ファンドにかかる信託事務処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

(ロ) 上記(イ)における日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

h．信託業務の委託等

(イ) 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- 1．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2．委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3．委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
- 4．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

(ロ) 受託者は、上記(イ)に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記(イ)各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

(ハ) 上記(イ)および(ロ)にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

- 1．投資信託財産の保存にかかる業務
- 2．投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- 3．委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
- 4．受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

i．関係法人との契約の更改

委託者と販売会社との間において締結している「証券投資信託に関する基本契約」の有効期間は契約の締結日から1年ですが、期間満了前に委託者、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは自動的に1年間更新されるものとし、その後も同様とします。

4【受益者の権利等】

a．収益分配金請求権

収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に再投資されます。

b．一部解約請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、4営業日目から販売会社において受益者に支払います。

c．償還金請求権

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日まで）に受益者に支払います。

受益者が、信託終了による償還金について、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第22期計算期間(平成27年2月3日から平成28年2月1日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【財形株投（一般財形30）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

| | 第21期 平成27年 2月 2日現在 | 第22期 平成28年 2月 1日現在 |
|-----------------|-----------------------|-----------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 4,262,443 | 3,741,659 |
| 親投資信託受益証券 | 62,299,555 | 67,842,099 |
| 未収入金 | 420,000 | - |
| 未収利息 | 5 | 3 |
| 流動資産合計 | 66,982,003 | 71,583,761 |
| 資産合計 | 66,982,003 | 71,583,761 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払収益分配金 | 36,208 | 38,650 |
| 未払受託者報酬 | 24,712 | 27,197 |
| 未払委託者報酬 | 487,139 | 536,101 |
| その他未払費用 | 750 | 852 |
| 流動負債合計 | 548,809 | 602,800 |
| 負債合計 | 548,809 | 602,800 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 72,416,961 | 77,301,628 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 5,983,767 | 6,320,667 |
| （分配準備積立金） | 5,212,620 | 4,650,702 |
| 元本等合計 | 66,433,194 | 70,980,961 |
| 純資産合計 | 66,433,194 | 70,980,961 |
| 負債純資産合計 | 66,982,003 | 71,583,761 |

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

| | 第21期 | | 第22期 | |
|-------------------------|------|------------------------------|------|------------------------------|
| | 自 | 平成26年 2月 4日 至 平成27年 2月 2日 | 自 | 平成27年 2月 3日 至 平成28年 2月 1日 |
| 営業収益 | | | | |
| 受取利息 | | 1,853 | | 2,499 |
| 有価証券売買等損益 | | 3,734,990 | | 1,102,544 |
| 営業収益合計 | | 3,736,843 | | 1,105,043 |
| 営業費用 | | | | |
| 受託者報酬 | | 47,127 | | 53,431 |
| 委託者報酬 | | 929,067 | | 1,053,289 |
| その他費用 | | 1,380 | | 1,616 |
| 営業費用合計 | | 977,574 | | 1,108,336 |
| 営業利益 | | 2,759,269 | | 3,293 |
| 経常利益 | | 2,759,269 | | 3,293 |
| 当期純利益 | | 2,759,269 | | 3,293 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額 | | 127,575 | | 118,727 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ） | | 8,029,980 | | 5,983,767 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | | 784,714 | | 648,737 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | | 784,714 | | 648,737 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | | 1,333,987 | | 824,967 |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | | 1,333,987 | | 824,967 |
| 分配金 | | 36,208 | | 38,650 |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | | 5,983,767 | | 6,320,667 |

（ 3 ）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

| 区分 | 第22期 |
|----------------------------|--|
| | 自 平成27年 2月 3日 至 平成28年 2月 1日 |
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 |
| 2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | 計算期間に関する事項 前計算期間終了日に該当する日が休業日のため、当計算期間は平成27年 2月 3日から平成28年 2月 1日までとなっております。 |

（貸借対照表に関する注記）

| 第21期 平成27年 2月 2日現在 | 第22期 平成28年 2月 1日現在 |
|---|---|
| 1. 計算期間末日における受益権の総数 72,416,961口 | 1. 計算期間末日における受益権の総数 77,301,628口 |
| 2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 5,983,767円 | 2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 6,320,667円 |
| 3. 計算期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9174円 (1万口当たり純資産額) (9,174円) | 3. 計算期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9182円 (1万口当たり純資産額) (9,182円) |

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

| 区分 | 第21期 | 第22期 |
|----------|--|--|
| | 自 平成26年 2月 4日 至 平成27年 2月 2日 | 自 平成27年 2月 3日 至 平成28年 2月 1日 |
| 分配金の計算過程 | 計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,364円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（2,630,330円）、信託約款に定める収益調整金（7,097,527円）及び分配準備積立金（2,617,134円）より分配対象収益は12,346,355円（1万口当たり1,704.89円）であり、うち36,208円（1万口当たり5円）を分配しております。 | 計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（8,451,135円）及び分配準備積立金（4,689,352円）より分配対象収益は13,140,487円（1万口当たり1,699.89円）であり、うち38,650円（1万口当たり5円）を分配しております。 |

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

| 区分 | 第21期 自 平成26年 2月 4日 至 平成27年 2月 2日 | 第22期 自 平成27年 2月 3日 至 平成28年 2月 1日 |
|----------------------------|---|--|
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 | 同左 |
| 2. 金融商品の内容及びリスク | 当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、親投資信託受益証券であり、株価変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。 | 同左 |
| 3. 金融商品に係るリスクの管理体制 | コンプライアンス・リスク管理部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。 また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。 市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。 信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。 | 同左 |
| 4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。 | 同左 |

金融商品の時価等に関する事項

| 第21期 平成27年 2月 2日現在 | 第22期 平成28年 2月 1日現在 |
|-----------------------|-----------------------|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 | 1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 |

| | |
|---|-------------------------------|
| 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ ん。 2.時価の算定方法 親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載して おります。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に 近似していることから、当該帳簿価額を時価としておりま す。 | 同左 2.時価の算定方法 同左 |
|---|-------------------------------|

（関連当事者との取引に関する注記）

| | 第21期 自 平成26年 2月 4日 至 平成27年 2月 2日 | 第22期 自 平成27年 2月 3日 至 平成28年 2月 1日 |
|--|--|--|
| | 該当事項はありません。 | 同左 |

（その他の注記）

1 元本の移動

| 区分 | 第21期 平成27年 2月 2日現在 | 第22期 平成28年 2月 1日現在 |
|-----------|-----------------------|-----------------------|
| 期首元本額 | 66,343,773円 | 72,416,961円 |
| 期中追加設定元本額 | 12,614,872円 | 12,934,451円 |
| 期中一部解約元本額 | 6,541,684円 | 8,049,784円 |

2 有価証券関係

売買目的有価証券

| 種類 | 第21期 平成27年 2月 2日現在 | 第22期 平成28年 2月 1日現在 |
|-----------|--------------------------|--------------------------|
| | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円) | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円) |
| 親投資信託受益証券 | 3,272,583 | 787,256 |
| 合計 | 3,272,583 | 787,256 |

3 デリバティブ取引等関係

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

| 種類 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|-----------|-----------------------------------|------------|------------|----|
| 親投資信託受益証券 | 財形公社債マザーファンド | 40,952,236 | 47,455,451 | |
| | インデックス マネジメント ファンド 225 マザーファンド | 9,714,404 | 20,386,648 | |
| 合計 | | 50,666,640 | 67,842,099 | |

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「財形公社債マザーファンド」及び「インデックス マネジメント ファンド 225 マザーファンド」各受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、これら同ファンドの受益証券であります。

各ファンドの状況は次の通りであります。

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

財形公社債マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

| | 平成27年 2月 2日現在 | 平成28年 2月 1日現在 |
|---------|---------------|---------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 33,356,424 | 8,791,166 |
| 地方債証券 | 140,229,399 | 177,101,704 |
| 特殊債券 | 30,060,960 | - |
| 未収利息 | 478,530 | 426,389 |
| 前払費用 | 93,914 | 654 |
| 流動資産合計 | 204,219,227 | 186,319,913 |
| 資産合計 | 204,219,227 | 186,319,913 |

平成27年 2月 2日現在

平成28年 2月 1日現在

| | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払金 | 15,265,512 | - |
| 流動負債合計 | 15,265,512 | - |
| 負債合計 | 15,265,512 | - |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 163,488,372 | 160,793,650 |
| 剰余金 | | |
| 剰余金又は欠損金（ ） | 25,465,343 | 25,526,263 |
| 元本等合計 | 188,953,715 | 186,319,913 |
| 純資産合計 | 188,953,715 | 186,319,913 |
| 負債純資産合計 | 204,219,227 | 186,319,913 |

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 区分 | 自 平成27年 2月 3日 至 平成28年 2月 1日 |
|-----------------|--|
| 有価証券の評価基準及び評価方法 | 地方債証券、特殊債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配は使用いたしません。）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）に基づいて評価しております。 |

(貸借対照表に関する注記)

| 平成27年 2月 2日現在 | 平成28年 2月 1日現在 |
|---|---|
| 1. 計算日における受益権の総数 163,488,372口 | 1. 計算日における受益権の総数 160,793,650口 |
| 2. 計算日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.1558円 (1万口当たり純資産額) (11,558円) | 2. 計算日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.1588円 (1万口当たり純資産額) (11,588円) |

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

| 区分 | 自 平成26年 2月 4日 至 平成27年 2月 2日 | 自 平成27年 2月 3日 至 平成28年 2月 1日 |
|-----------------|---|--------------------------------|
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 | 同左 |

| | | |
|---------------------------|---|----|
| 2.金融商品の内容及びリスク | 当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、地方債証券、特殊債券であり、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。 | 同左 |
| 3.金融商品に係るリスクの管理体制 | コンプライアンス・リスク管理部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。 また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。 市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。 信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。 | 同左 |
| 4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。 | 同左 |

金融商品の時価等に関する事項

| 平成27年 2月 2日現在 | 平成28年 2月 1日現在 |
|---|--------------------------------------|
| 1.貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2.時価の算定方法 | 1.貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2.時価の算定方法 |

| | |
|---|--|
| <p>地方債証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。</p> <p>特殊債券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p> | <p>地方債証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p> |
|---|--|

（関連当事者との取引に関する注記）

| | | |
|--|--------------------------------|--------------------------------|
| | 自 平成26年 2月 4日 至 平成27年 2月 2日 | 自 平成27年 2月 3日 至 平成28年 2月 1日 |
| | 該当事項はありません。 | 同左 |

（その他の注記）

1 元本の移動

| 区分 | 平成27年 2月 2日現在 | 平成28年 2月 1日現在 |
|------------------------------------|---------------|---------------|
| 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額 | 147,822,522円 | 163,488,372円 |
| 期中追加設定元本額 | 22,443,270円 | 6,415,071円 |
| 期中一部解約元本額 | 6,777,420円 | 9,109,793円 |
| 同期末における元本の内訳 | | |
| 財形株投（一般財形30） | 38,451,927円 | 40,952,236円 |
| 財形株投（一般財形50） | 83,060,557円 | 80,407,052円 |
| 財形株投（年金・住宅財形30） | 41,975,888円 | 39,434,362円 |
| 合計 | 163,488,372円 | 160,793,650円 |

2 有価証券関係

売買目的有価証券

| 種類 | 平成27年 2月 2日現在 | 平成28年 2月 1日現在 |
|-------|--------------------|--------------------|
| | 当期間の損益に含まれた評価差額（円） | 当期間の損益に含まれた評価差額（円） |
| 地方債証券 | 25,875 | 1,176,389 |
| 特殊債券 | 1,216 | - |
| 合計 | 27,091 | 1,176,389 |

（注）「当期間」とは、当該親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間を指しております。

3 デリバティブ取引等関係

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

| 種類 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|-------|-----------------------|-------------|-------------|----|
| 地方債証券 | 平成18年度第1回北海道公募公債 | 26,000,000 | 26,105,247 | |
| | 第59回神奈川県公募公債(5年) | 10,000,000 | 10,088,000 | |
| | 第148回神奈川県公募公債 | 12,720,000 | 13,065,984 | |
| | 第33回大阪府公募公債(2年) | 10,000,000 | 10,016,000 | |
| | 第95回大阪府公募公債(5年) | 10,000,000 | 10,100,000 | |
| | 平成18年度第10回兵庫県公募公債 | 10,000,000 | 10,149,268 | |
| | 平成23年度第1回あい知県民債 | 20,500,000 | 20,523,874 | |
| | 平成23年度第7回福岡県公募公債 | 32,200,000 | 32,245,780 | |
| | 平成24年度兵庫 県市町共同公募債 | 10,600,000 | 10,610,600 | |
| | 平成23年度第2回大阪市みおつくし債 | 10,000,000 | 10,013,565 | |
| | 第12回す号名古屋市公募公債 | 10,000,000 | 10,019,286 | |
| | 平成18年度第4回横浜市公債「ハマ債10」 | 13,900,000 | 14,164,100 | |
| | 合計 | 175,920,000 | 177,101,704 | |

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

インデックス マネジメント ファンド 225 マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

平成27年 2月 2日現在

平成28年 2月 1日現在

資産の部

| | 平成27年 2月 2日現在 | 平成28年 2月 1日現在 |
|-------------|----------------|----------------|
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 1,039,754,945 | 1,076,375,307 |
| 株式 | 28,624,378,880 | 21,860,184,480 |
| 派生商品評価勘定 | 10,712,760 | 5,662,440 |
| 未収配当金 | 40,204,600 | 34,176,000 |
| 未収利息 | 1,385 | 936 |
| 前払金 | - | 61,910,000 |
| 流動資産合計 | 29,715,052,570 | 23,038,309,163 |
| 資産合計 | 29,715,052,570 | 23,038,309,163 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 派生商品評価勘定 | - | 52,530,760 |
| 前受金 | 18,190,000 | - |
| 未払金 | - | 2,264,320 |
| 未払解約金 | 122,450,000 | 91,850,000 |
| 流動負債合計 | 140,640,000 | 146,645,080 |
| 負債合計 | 140,640,000 | 146,645,080 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 14,589,042,530 | 10,908,301,658 |
| 剰余金 | | |
| 剰余金又は欠損金() | 14,985,370,040 | 11,983,362,425 |
| 元本等合計 | 29,574,412,570 | 22,891,664,083 |
| 純資産合計 | 29,574,412,570 | 22,891,664,083 |
| 負債純資産合計 | 29,715,052,570 | 23,038,309,163 |

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 区分 | 自 平成27年 2月 3日 至 平成28年 2月 1日 |
|-----------------------|--|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所及び外国金融商品市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準じる価額）に基づいて評価しております。 |
| 2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法 | 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所及び外国金融商品市場の発表する清算値段又は最終相場によっております。 |
| 3. 収益及び費用の計上基準 | 受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 |

(貸借対照表に関する注記)

| 平成27年 2月 2日現在 | 平成28年 2月 1日現在 |
|--|--|
| 1. 担保資産 先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下の通り差入を行っております。 | 1. 担保資産 先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下の通り差入を行っております。 |

| | | | |
|------------------------|-----------------|------------------------|-----------------|
| | 株式 333,219,500円 | | 株式 309,555,000円 |
| 2. 計算日における受益権の総数 | 14,589,042,530口 | 2. 計算日における受益権の総数 | 10,908,301,658口 |
| 3. 計算日における1単位当たりの純資産の額 | | 3. 計算日における1単位当たりの純資産の額 | |
| 1口当たり純資産額 | 2.0272円 | 1口当たり純資産額 | 2.0986円 |
| (1万口当たり純資産額) | (20,272円) | (1万口当たり純資産額) | (20,986円) |

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

| 区分 | 自 平成26年 2月 4日 至 平成27年 2月 2日 | 自 平成27年 2月 3日 至 平成28年 2月 1日 |
|-----------------|---|--------------------------------|
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 また、当ファンドは、信託財産の効率的な運用を行うため、デリバティブ取引を行っております。 | 同左 |
| 2. 金融商品の内容及びリスク | 当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、株式であり、株価変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。 また、当ファンドが利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引であります。株価指数先物取引には株価の変動によるリスクを有しております。 | 同左 |

| | | |
|---------------------------|---|----|
| 3.金融商品に係るリスクの管理体制 | <p>コンプライアンス・リスク管理部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。</p> <p>また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。</p> <p>市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。</p> <p>信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。</p> <p>流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。</p> | 同左 |
| 4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | <p>市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p> | 同左 |

金融商品の時価等に関する事項

| 平成27年 2月 2日現在 | 平成28年 2月 1日現在 |
|---|--|
| <p>1.貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2.時価の算定方法</p> | <p>1.貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2.時価の算定方法</p> |

| | |
|--|----|
| 株式 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 | 同左 |
| 派生商品評価勘定 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 | |
| コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 | |

（関連当事者との取引に関する注記）

| | | |
|--|--------------------------------|--------------------------------|
| | 自 平成26年 2月 4日 至 平成27年 2月 2日 | 自 平成27年 2月 3日 至 平成28年 2月 1日 |
| | 該当事項はありません。 | 同左 |

（その他の注記）

1 元本の移動

| 区分 | 平成27年 2月 2日現在 | 平成28年 2月 1日現在 |
|------------------------------------|-----------------|-----------------|
| 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額 | 18,712,785,942円 | 14,589,042,530円 |
| 期中追加設定元本額 | 2,277,242,897円 | 1,149,283,343円 |
| 期中一部解約元本額 | 6,400,986,309円 | 4,830,024,215円 |
| 同期末における元本の内訳 | | |
| インデックスポートフォリオ | 440,409,651円 | 391,142,516円 |
| ボンドミックスポートフォリオ | 15,105,099円 | 14,740,697円 |
| 財形株投（一般財形30） | 8,808,612円 | 9,714,404円 |
| 財形株投（一般財形50） | 45,247,474円 | 44,431,169円 |
| 財形株投（年金・住宅財形30） | 9,506,092円 | 9,296,811円 |
| インデックス マネジメント ファンド 225 | 5,126,093,338円 | 4,504,749,493円 |
| インデックス マネジメント ファンド 225（DC年金） | 258,352,707円 | 253,608,624円 |
| インデックス225・ラップ | 396,380,740円 | 505,679,612円 |
| インデックス マネジメント ファンド 225（変額年金） | 7,258,172,619円 | 4,280,040,624円 |
| 太陽ミリオン（太陽ミリオン・インデックスポートフォリオ） | 988,828,010円 | 860,566,849円 |
| 太陽ミリオン（太陽ミリオン・ボンドミックスポートフォリオ） | 42,138,188円 | 34,330,859円 |
| 合計 | 14,589,042,530円 | 10,908,301,658円 |

2 有価証券関係

売買目的有価証券

| 種類 | 平成27年 2月 2日現在 | 平成28年 2月 1日現在 |
|----|--------------------|--------------------|
| | 当期間の損益に含まれた評価差額（円） | 当期間の損益に含まれた評価差額（円） |
| 株式 | 1,242,388,480 | 763,876,320 |
| 合計 | 1,242,388,480 | 763,876,320 |

(注)「当期間」とは、当該親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間を指しております。

3 デリバティブ取引等関係

取引の時価等に関する事項

(株式関連)

| 種類 | 平成27年 2月 2日現在 | | | | 平成28年 2月 1日現在 | | | |
|------------|---------------|-------|-------------|------------|---------------|-------|-------------|------------|
| | 契約額等（円） | | 時価（円） | 評価損益（円） | 契約額等（円） | | 時価（円） | 評価損益（円） |
| | | うち1年超 | | | | うち1年超 | | |
| 市場取引 | | | | | | | | |
| 株式指数先物取引 | | | | | | | | |
| 買建 | 918,377,240 | - | 929,090,000 | 10,712,760 | 1,011,848,320 | - | 964,980,000 | 46,868,320 |
| 日経平均株価指数先物 | 918,377,240 | - | 929,090,000 | 10,712,760 | 1,011,848,320 | - | 964,980,000 | 46,868,320 |
| 合計 | 918,377,240 | - | 929,090,000 | 10,712,760 | 1,011,848,320 | - | 964,980,000 | 46,868,320 |

時価の算定方法

先物取引

原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所及び外国金融商品市場の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

先物取引の残高は契約額ベースで表示しております。

契約額等には手数料相当額を含んでおります。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(単位：円)

| 銘柄 | 株式数 | 評価額 | | 備考 |
|----------|--------|----------|------------|----|
| | | 単価 | 金額 | |
| 日本水産 | 48,000 | 651.00 | 31,248,000 | |
| マルハニチロ | 4,800 | 2,269.00 | 10,891,200 | |
| 国際石油開発帝石 | 19,200 | 1,052.50 | 20,208,000 | |

| | | | |
|-----------------|--------|-----------|-------------|
| コムシスホールディングス | 48,000 | 1,759.00 | 84,432,000 |
| 大成建設 | 48,000 | 773.00 | 37,104,000 |
| 大林組 | 48,000 | 1,106.00 | 53,088,000 |
| 清水建設 | 48,000 | 978.00 | 46,944,000 |
| 長谷工コーポレーション | 9,600 | 1,333.00 | 12,796,800 |
| 鹿島建設 | 48,000 | 716.00 | 34,368,000 |
| 大和ハウス工業 | 48,000 | 3,544.00 | 170,112,000 |
| 積水ハウス | 48,000 | 1,987.50 | 95,400,000 |
| 日揮 | 48,000 | 1,861.00 | 89,328,000 |
| 千代田化工建設 | 48,000 | 880.00 | 42,240,000 |
| 日清製粉グループ本社 | 48,000 | 1,973.00 | 94,704,000 |
| 明治ホールディングス | 9,600 | 10,440.00 | 100,224,000 |
| 日本ハム | 48,000 | 2,402.00 | 115,296,000 |
| サッポロホールディングス | 48,000 | 544.00 | 26,112,000 |
| アサヒグループホールディングス | 48,000 | 3,872.00 | 185,856,000 |
| キリンホールディングス | 48,000 | 1,710.00 | 82,080,000 |
| 宝ホールディングス | 48,000 | 851.00 | 40,848,000 |
| キッコーマン | 48,000 | 4,065.00 | 195,120,000 |
| 味の素 | 48,000 | 3,158.00 | 151,584,000 |
| ニチレイ | 48,000 | 921.00 | 44,208,000 |
| 日本たばこ産業 | 48,000 | 4,835.00 | 232,080,000 |
| 東洋紡 | 48,000 | 163.00 | 7,824,000 |
| ユニチカ | 48,000 | 51.00 | 2,448,000 |
| 帝人 | 48,000 | 434.00 | 20,832,000 |
| 東レ | 48,000 | 1,043.50 | 50,088,000 |
| 王子ホールディングス | 48,000 | 489.00 | 23,472,000 |
| 日本製紙 | 4,800 | 1,936.00 | 9,292,800 |
| 北越紀州製紙 | 48,000 | 726.00 | 34,848,000 |
| クラレ | 48,000 | 1,461.00 | 70,128,000 |
| 旭化成 | 48,000 | 782.10 | 37,540,800 |
| 昭和電工 | 48,000 | 133.00 | 6,384,000 |
| 住友化学 | 48,000 | 609.00 | 29,232,000 |
| 日産化学工業 | 48,000 | 2,785.00 | 133,680,000 |
| 日本曹達 | 48,000 | 645.00 | 30,960,000 |
| 東ソー | 48,000 | 583.00 | 27,984,000 |
| トクヤマ | 48,000 | 177.00 | 8,496,000 |
| デンカ | 48,000 | 535.00 | 25,680,000 |
| 信越化学工業 | 48,000 | 6,151.00 | 295,248,000 |
| 三井化学 | 48,000 | 538.00 | 25,824,000 |
| 三菱ケミカルホールディングス | 24,000 | 673.80 | 16,171,200 |
| 宇部興産 | 48,000 | 238.00 | 11,424,000 |
| 日本化薬 | 48,000 | 1,327.00 | 63,696,000 |

| | | | | |
|--------------------|---------|----------|-------------|-------------------|
| 花王 | 48,000 | 6,457.00 | 309,936,000 | |
| 富士フイルムホールディングス | 48,000 | 4,738.00 | 227,424,000 | |
| 資生堂 | 48,000 | 2,524.50 | 121,176,000 | |
| 日東電工 | 48,000 | 6,934.00 | 332,832,000 | |
| 協和発酵キリン | 48,000 | 1,630.00 | 78,240,000 | |
| 武田薬品工業 | 48,000 | 5,845.00 | 280,560,000 | 代用有価証券 10,000株 |
| アステラス製薬 | 240,000 | 1,698.50 | 407,640,000 | |
| 大日本住友製薬 | 48,000 | 1,317.00 | 63,216,000 | |
| 塩野義製薬 | 48,000 | 5,474.00 | 262,752,000 | |
| 中外製薬 | 48,000 | 3,495.00 | 167,760,000 | |
| エーザイ | 48,000 | 7,251.00 | 348,048,000 | |
| 第一三共 | 48,000 | 2,500.00 | 120,000,000 | |
| 昭和シェル石油 | 48,000 | 959.00 | 46,032,000 | |
| JXホールディングス | 48,000 | 458.50 | 22,008,000 | |
| 横浜ゴム | 24,000 | 1,837.00 | 44,088,000 | |
| ブリヂストン | 48,000 | 4,380.00 | 210,240,000 | |
| 旭硝子 | 48,000 | 735.00 | 35,280,000 | |
| 日本板硝子 | 48,000 | 86.00 | 4,128,000 | |
| 日本電気硝子 | 72,000 | 628.00 | 45,216,000 | |
| 住友大阪セメント | 48,000 | 492.00 | 23,616,000 | |
| 太平洋セメント | 48,000 | 357.00 | 17,136,000 | |
| 東海カーボン | 48,000 | 327.00 | 15,696,000 | |
| TOTO | 24,000 | 3,960.00 | 95,040,000 | |
| 日本碍子 | 48,000 | 2,639.00 | 126,672,000 | |
| 新日鐵住金 | 4,800 | 2,347.00 | 11,265,600 | |
| 神戸製鋼所 | 48,000 | 121.00 | 5,808,000 | |
| ジェイ エフ イー ホールディングス | 4,800 | 1,662.00 | 7,977,600 | |
| 日新製鋼 | 4,800 | 1,296.00 | 6,220,800 | |
| 大太平洋金属 | 48,000 | 297.00 | 14,256,000 | |
| 日本軽金属ホールディングス | 48,000 | 208.00 | 9,984,000 | |
| 三井金属鉱業 | 48,000 | 191.00 | 9,168,000 | |
| 東邦亜鉛 | 48,000 | 246.00 | 11,808,000 | |
| 三菱マテリアル | 48,000 | 373.00 | 17,904,000 | |
| 住友金属鉱山 | 48,000 | 1,280.50 | 61,464,000 | |
| DOWAホールディングス | 48,000 | 821.00 | 39,408,000 | |
| 古河機械金属 | 48,000 | 217.00 | 10,416,000 | |
| 古河電気工業 | 48,000 | 261.00 | 12,528,000 | |
| 住友電気工業 | 48,000 | 1,591.00 | 76,368,000 | |
| フジクラ | 48,000 | 620.00 | 29,760,000 | |
| SUMCO | 4,800 | 841.00 | 4,036,800 | |
| 東洋製罐グループホールディングス | 48,000 | 2,200.00 | 105,600,000 | |
| 日本製鋼所 | 48,000 | 387.00 | 18,576,000 | |

| | | | | |
|-------------------|--------|-----------|-------------|-------------------|
| オークマ | 48,000 | 827.00 | 39,696,000 | |
| アマダホールディングス | 48,000 | 1,113.00 | 53,424,000 | |
| 小松製作所 | 48,000 | 1,849.00 | 88,752,000 | |
| 住友重機械工業 | 48,000 | 512.00 | 24,576,000 | |
| 日立建機 | 48,000 | 1,798.00 | 86,304,000 | |
| クボタ | 48,000 | 1,810.00 | 86,880,000 | |
| 荏原製作所 | 48,000 | 536.00 | 25,728,000 | |
| ダイキン工業 | 48,000 | 8,196.00 | 393,408,000 | |
| 日本精工 | 48,000 | 1,260.00 | 60,480,000 | |
| NTN | 48,000 | 425.00 | 20,400,000 | |
| ジェイテクト | 48,000 | 1,921.00 | 92,208,000 | |
| 日立造船 | 9,600 | 614.00 | 5,894,400 | |
| 三菱重工業 | 48,000 | 476.70 | 22,881,600 | |
| IHI | 48,000 | 264.00 | 12,672,000 | |
| 日清紡ホールディングス | 48,000 | 1,227.00 | 58,896,000 | |
| コニカミノルタ | 48,000 | 1,009.00 | 48,432,000 | |
| ミネベア | 48,000 | 964.00 | 46,272,000 | |
| 日立製作所 | 48,000 | 603.80 | 28,982,400 | |
| 東芝 | 48,000 | 209.10 | 10,036,800 | |
| 三菱電機 | 48,000 | 1,124.00 | 53,952,000 | |
| 富士電機 | 48,000 | 425.00 | 20,400,000 | |
| 安川電機 | 48,000 | 1,398.00 | 67,104,000 | |
| 明電舎 | 48,000 | 522.00 | 25,056,000 | |
| ジーエス・ユアサ コーポレーション | 48,000 | 422.00 | 20,256,000 | |
| 日本電気 | 48,000 | 319.00 | 15,312,000 | |
| 富士通 | 48,000 | 475.20 | 22,809,600 | |
| 沖電気工業 | 48,000 | 139.00 | 6,672,000 | |
| パナソニック | 48,000 | 1,139.50 | 54,696,000 | 代用有価証券 10,000株 |
| シャープ | 48,000 | 143.00 | 6,864,000 | |
| ソニー | 48,000 | 2,836.00 | 136,128,000 | 代用有価証券 10,000株 |
| TDK | 48,000 | 6,980.00 | 335,040,000 | |
| ミツミ電機 | 48,000 | 584.00 | 28,032,000 | |
| アルプス電気 | 48,000 | 2,436.00 | 116,928,000 | |
| パイオニア | 48,000 | 295.00 | 14,160,000 | |
| 横河電機 | 48,000 | 1,334.00 | 64,032,000 | |
| アドバンテスト | 96,000 | 1,137.00 | 109,152,000 | |
| カシオ計算機 | 48,000 | 2,465.00 | 118,320,000 | |
| ファナック | 48,000 | 15,915.00 | 763,920,000 | |
| 京セラ | 96,000 | 4,919.00 | 472,224,000 | |
| 太陽誘電 | 48,000 | 1,514.00 | 72,672,000 | |
| SCREENホールディングス | 48,000 | 970.00 | 46,560,000 | |

| | | | | |
|--------------|--------|-----------|-------------|-------------------|
| キヤノン | 72,000 | 3,390.00 | 244,080,000 | 代用有価証券 15,000株 |
| リコー | 48,000 | 1,174.00 | 56,352,000 | |
| 東京エレクトロン | 48,000 | 7,673.00 | 368,304,000 | |
| デンソー | 48,000 | 5,186.00 | 248,928,000 | |
| 三井造船 | 48,000 | 168.00 | 8,064,000 | |
| 川崎重工業 | 48,000 | 379.00 | 18,192,000 | |
| 日産自動車 | 48,000 | 1,212.00 | 58,176,000 | |
| いすゞ自動車 | 24,000 | 1,209.50 | 29,028,000 | |
| トヨタ自動車 | 48,000 | 7,339.00 | 352,272,000 | 代用有価証券 10,000株 |
| 日野自動車 | 48,000 | 1,333.00 | 63,984,000 | |
| 三菱自動車工業 | 4,800 | 974.00 | 4,675,200 | |
| マツダ | 9,600 | 2,239.00 | 21,494,400 | |
| 本田技研工業 | 96,000 | 3,385.00 | 324,960,000 | 代用有価証券 20,000株 |
| スズキ | 48,000 | 3,655.00 | 175,440,000 | |
| 富士重工業 | 48,000 | 4,898.00 | 235,104,000 | |
| テルモ | 96,000 | 3,860.00 | 370,560,000 | |
| ニコン | 48,000 | 1,820.00 | 87,360,000 | |
| オリンパス | 48,000 | 4,830.00 | 231,840,000 | |
| シチズンホールディングス | 48,000 | 742.00 | 35,616,000 | |
| 凸版印刷 | 48,000 | 1,053.00 | 50,544,000 | |
| 大日本印刷 | 48,000 | 1,122.00 | 53,856,000 | |
| ヤマハ | 48,000 | 2,903.00 | 139,344,000 | |
| 東京電力 | 4,800 | 619.00 | 2,971,200 | |
| 中部電力 | 4,800 | 1,598.00 | 7,670,400 | |
| 関西電力 | 4,800 | 1,333.50 | 6,400,800 | |
| 東京瓦斯 | 48,000 | 561.20 | 26,937,600 | |
| 大阪瓦斯 | 48,000 | 464.00 | 22,272,000 | |
| 東武鉄道 | 48,000 | 591.00 | 28,368,000 | |
| 東京急行電鉄 | 48,000 | 963.00 | 46,224,000 | |
| 小田急電鉄 | 48,000 | 1,295.00 | 62,160,000 | |
| 京王電鉄 | 48,000 | 1,081.00 | 51,888,000 | |
| 京成電鉄 | 48,000 | 1,696.00 | 81,408,000 | |
| 東日本旅客鉄道 | 4,800 | 11,325.00 | 54,360,000 | |
| 西日本旅客鉄道 | 4,800 | 7,374.00 | 35,395,200 | |
| 東海旅客鉄道 | 4,800 | 22,560.00 | 108,288,000 | |
| 日本通運 | 48,000 | 537.00 | 25,776,000 | |
| ヤマトホールディングス | 48,000 | 2,558.50 | 122,808,000 | |
| 日本郵船 | 48,000 | 249.00 | 11,952,000 | |
| 商船三井 | 48,000 | 235.00 | 11,280,000 | |
| 川崎汽船 | 48,000 | 213.00 | 10,224,000 | |

| | | | | |
|---------------------|---------|-----------|---------------|-------------------|
| ANAホールディングス | 48,000 | 338.80 | 16,262,400 | |
| 三菱倉庫 | 48,000 | 1,610.00 | 77,280,000 | |
| ヤフー | 19,200 | 464.00 | 8,908,800 | |
| トレンドマイクロ | 48,000 | 5,090.00 | 244,320,000 | |
| スカパーJ S A Tホールディングス | 4,800 | 695.00 | 3,336,000 | |
| 日本電信電話 | 9,600 | 5,378.00 | 51,628,800 | |
| K D D I | 288,000 | 3,214.00 | 925,632,000 | |
| N T T ドコモ | 4,800 | 2,885.00 | 13,848,000 | |
| 東宝 | 4,800 | 3,135.00 | 15,048,000 | |
| エヌ・ティ・ティ・データ | 48,000 | 5,860.00 | 281,280,000 | |
| コナミホールディングス | 48,000 | 2,787.00 | 133,776,000 | |
| ソフトバンクグループ | 144,000 | 5,455.00 | 785,520,000 | |
| 双日 | 4,800 | 260.00 | 1,248,000 | |
| 伊藤忠商事 | 48,000 | 1,425.50 | 68,424,000 | |
| 丸紅 | 48,000 | 577.50 | 27,720,000 | |
| 豊田通商 | 48,000 | 2,740.00 | 131,520,000 | |
| 三井物産 | 48,000 | 1,371.50 | 65,832,000 | |
| 住友商事 | 48,000 | 1,185.00 | 56,880,000 | |
| 三菱商事 | 48,000 | 1,941.00 | 93,168,000 | 代用有価証券 10,000株 |
| J . フロント リテイリング | 24,000 | 1,680.00 | 40,320,000 | |
| 三越伊勢丹ホールディングス | 48,000 | 1,473.00 | 70,704,000 | |
| セブン&アイ・ホールディングス | 48,000 | 5,499.00 | 263,952,000 | |
| 高島屋 | 48,000 | 1,040.00 | 49,920,000 | |
| 丸井グループ | 48,000 | 1,934.00 | 92,832,000 | |
| イオン | 48,000 | 1,667.00 | 80,016,000 | |
| ユニグループ・ホールディングス | 48,000 | 788.00 | 37,824,000 | |
| ファーストリテイリング | 48,000 | 37,670.00 | 1,808,160,000 | |
| 新生銀行 | 48,000 | 164.00 | 7,872,000 | |
| あおぞら銀行 | 48,000 | 376.00 | 18,048,000 | |
| 三菱UFJフィナンシャル・グループ | 48,000 | 576.10 | 27,652,800 | |
| りそなホールディングス | 4,800 | 503.60 | 2,417,280 | |
| 三井住友トラスト・ホールディングス | 48,000 | 355.80 | 17,078,400 | |
| 三井住友フィナンシャルグループ | 4,800 | 3,677.00 | 17,649,600 | |
| 千葉銀行 | 48,000 | 676.00 | 32,448,000 | |
| 横浜銀行 | 48,000 | 590.60 | 28,348,800 | |
| ふくおかフィナンシャルグループ | 48,000 | 459.00 | 22,032,000 | |
| 静岡銀行 | 48,000 | 959.00 | 46,032,000 | |
| みずほフィナンシャルグループ | 48,000 | 193.70 | 9,297,600 | |
| 大和証券グループ本社 | 48,000 | 775.20 | 37,209,600 | |
| 野村ホールディングス | 48,000 | 672.80 | 32,294,400 | |
| 松井証券 | 48,000 | 1,066.00 | 51,168,000 | |
| 損保ジャパン日本興亜ホールディングス | 12,000 | 3,631.00 | 43,572,000 | |

| | | | |
|------------------------------|------------|----------|----------------|
| MS & A Dインシュアランスグループホールディングス | 14,400 | 3,323.00 | 47,851,200 |
| ソニーフィナンシャルホールディングス | 9,600 | 1,730.00 | 16,608,000 |
| 第一生命保険 | 4,800 | 1,455.00 | 6,984,000 |
| 東京海上ホールディングス | 24,000 | 4,571.00 | 109,704,000 |
| T & Dホールディングス | 9,600 | 1,259.00 | 12,086,400 |
| クレディセゾン | 48,000 | 2,248.00 | 107,904,000 |
| 東急不動産ホールディングス | 48,000 | 815.00 | 39,120,000 |
| 三井不動産 | 48,000 | 3,012.00 | 144,576,000 |
| 三菱地所 | 48,000 | 2,430.50 | 116,664,000 |
| 東京建物 | 24,000 | 1,334.00 | 32,016,000 |
| 住友不動産 | 48,000 | 3,538.00 | 169,824,000 |
| ディー・エヌ・エー | 14,400 | 1,778.00 | 25,603,200 |
| 電通 | 48,000 | 6,320.00 | 303,360,000 |
| 東京ドーム | 48,000 | 588.00 | 28,224,000 |
| セコム | 48,000 | 8,450.00 | 405,600,000 |
| 合 計 | 10,106,400 | | 21,860,184,480 |

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引等関係)」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

財形株投（一般財形30）

（平成28年 2月29日現在）

| | |
|----------------|-------------|
| 資産総額 | 70,357,530円 |
| 負債総額 | 83,679円 |
| 純資産総額（ - ） | 70,273,851円 |
| 発行済口数 | 78,788,194口 |
| 1口当たり純資産額（ / ） | 0.8919円 |
| （1万口当たり純資産額） | （8,919円） |

（参考）財形公社債マザーファンド

（平成28年 2月29日現在）

| | |
|----------------|--------------|
| 資産総額 | 186,325,330円 |
| 負債総額 | 円 |
| 純資産総額（ - ） | 186,325,330円 |
| 発行済口数 | 160,793,650口 |
| 1口当たり純資産額（ / ） | 1.1588円 |
| （1万口当たり純資産額） | （11,588円） |

（参考）インデックス マネジメント ファンド 225 マザーファンド

（平成28年 2月29日現在）

| | |
|----------------|-----------------|
| 資産総額 | 20,521,061,326円 |
| 負債総額 | 217,819,680円 |
| 純資産総額（ - ） | 20,303,241,646円 |
| 発行済口数 | 10,779,649,237口 |
| 1口当たり純資産額（ / ） | 1.8835円 |
| （1万口当たり純資産額） | （18,835円） |

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

委託者は、このファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

(1) 投資信託受益証券の名義書換等

受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等名簿

該当事項はありません。

(3) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振り替えの申請をするものとしてします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとしてします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとしてします。

上記の振り替えについて、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとしてします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

(8) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

a．資本金の額（平成28年2月末現在）

| | |
|-------------|------------|
| 資本金の額 | 45億2,430万円 |
| 会社が発行する株式総数 | 3,000,000株 |
| 発行済株式総数 | 1,823,250株 |

直近5ヵ年における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

b．委託会社の機構

（イ）株主総会において、15名以内の取締役が選任されます。

取締役の選任は、発行済株式総数のうち議決権のある株式数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとします。

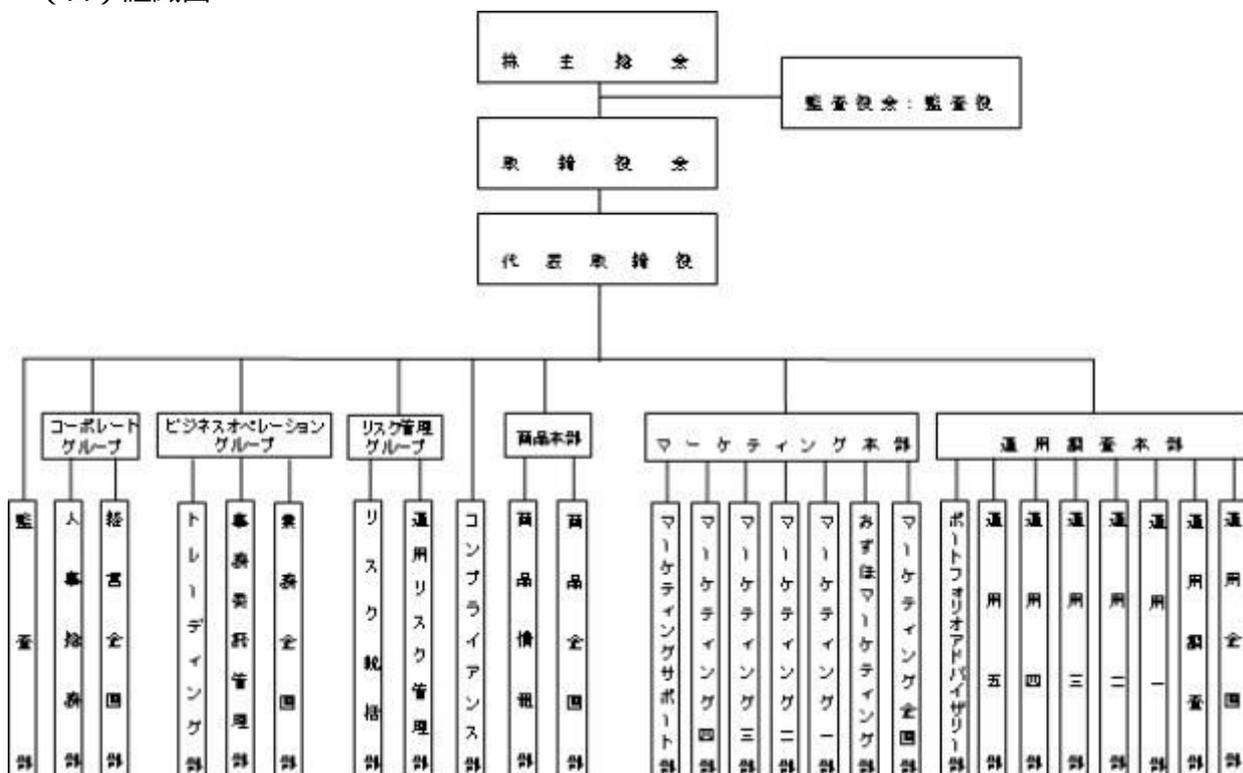
取締役会の決議により、取締役の中から取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役ならびに常務取締役若干名を定めることができます。

取締役会の決議をもって代表取締役3名以内を決定します。

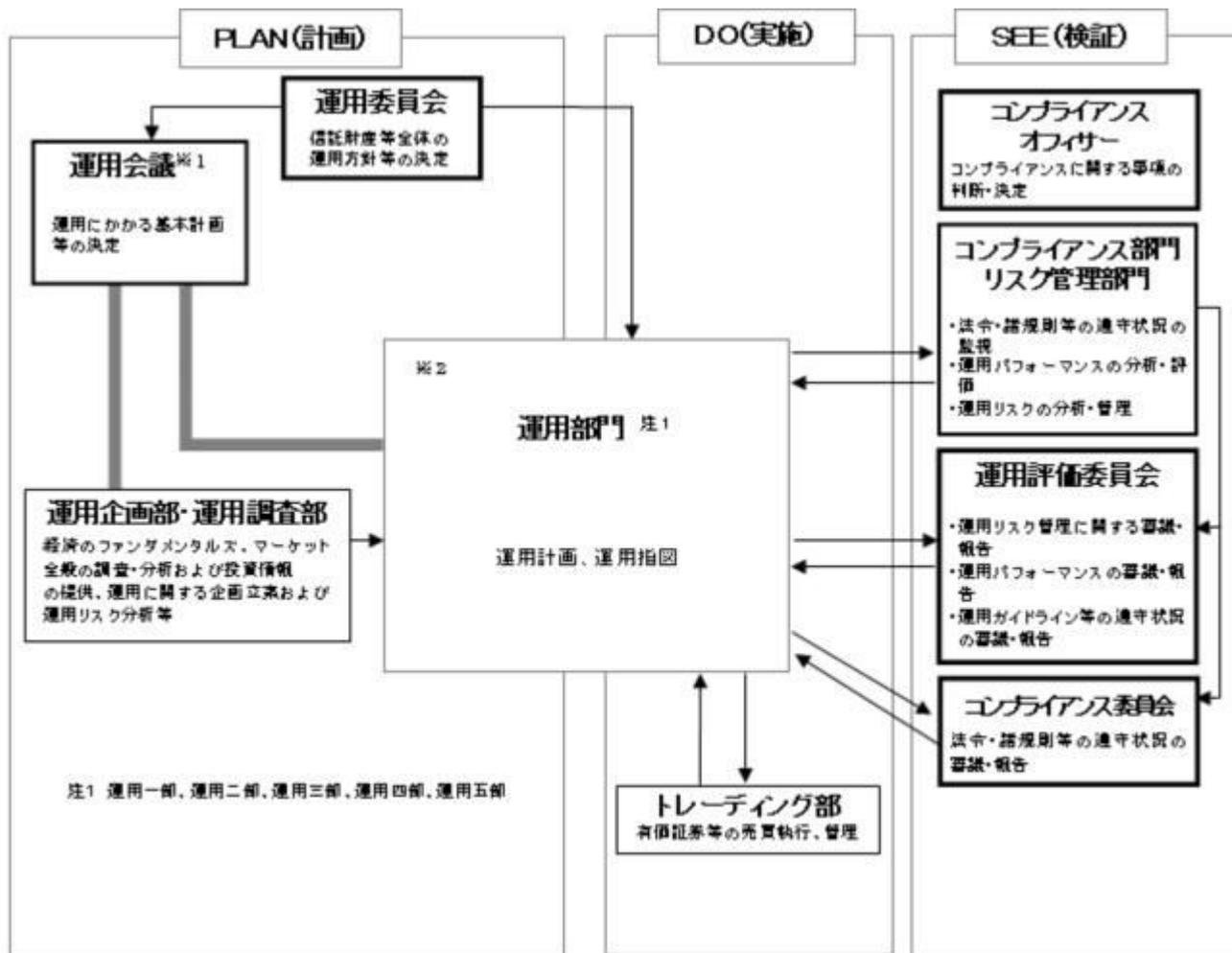
代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

取締役会は、法令または定款に定めある事項のほか、当会社の重要な業務執行に関する事項を決定します。

（ロ）組織図



（ハ）投資運用の意思決定機構



実線の矢印は情報の流れを示します。

※1 運用会議は運用企画部・運用調査部、運用部門(運用一部～五部)で構成されます。

※2 運用部門において、運用計画および運用指図の承認は各々の上位職者が行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

委託者が運用を行っている証券投資信託（親投資信託は除きます。）は以下のとおりです。
（平成28年2月29日現在）

| 基本的性格 | 本数 | 純資産総額（円） |
|------------|-----|-------------------|
| 追加型公社債投資信託 | 27 | 736,054,195,103 |
| 追加型株式投資信託 | 244 | 3,062,450,139,495 |
| 単位型公社債投資信託 | 3 | 12,497,569,970 |
| 単位型株式投資信託 | 65 | 236,432,738,020 |
| 合計 | 339 | 4,047,434,642,588 |

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

委託会社である新光投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに

同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条および第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第55期事業年度(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

第56期事業年度(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

1. 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

| | (単位：千円) | |
|-----------|-----------------------|-----------------------|
| | 前事業年度 (平成26年3月31日) | 当事業年度 (平成27年3月31日) |
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 13,492,111 | 13,427,042 |
| 有価証券 | 3,291,156 | 3,200,000 |
| 貯蔵品 | 5,188 | 5,117 |
| 立替金 | 15,778 | 23,184 |
| 前払金 | 38,614 | 64,821 |
| 前払費用 | 16,530 | 18,242 |
| 未収入金 | - | 872 |
| 未収委託者報酬 | 2,654,090 | 3,187,770 |
| 未収運用受託報酬 | 117,049 | 99,054 |
| 未収収益 | 6,509 | 6,338 |
| 繰延税金資産 | 283,616 | 372,215 |
| 流動資産合計 | 19,920,646 | 20,404,659 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物(純額) | 2 12,380 | 2 12,687 |
| 構築物(純額) | 2 1,650 | 2 1,444 |
| 器具・備品(純額) | 2 99,960 | 2 86,688 |
| リース資産(純額) | 2 340 | - |
| 有形固定資産合計 | 114,332 | 100,820 |
| 無形固定資産 | | |
| 電話加入権 | 91 | 91 |

| | | |
|------------|------------|------------|
| ソフトウェア | 74,851 | 85,517 |
| ソフトウェア仮勘定 | 11,885 | 669 |
| 無形固定資産合計 | 86,827 | 86,278 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 3,213,218 | 5,101,854 |
| 関係会社株式 | 77,100 | 77,100 |
| 長期差入保証金 | 124,152 | 124,246 |
| 長期繰延税金資産 | 63,925 | - |
| 前払年金費用 | 374,562 | 396,211 |
| その他 | 6,632 | 6,632 |
| 投資その他の資産合計 | 3,859,590 | 5,706,044 |
| 固定資産合計 | 4,060,749 | 5,893,143 |
| 資産合計 | 23,981,396 | 26,297,802 |

(単位：千円)

| | 前事業年度 (平成26年3月31日) | 当事業年度 (平成27年3月31日) |
|-------------|-----------------------|-----------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 預り金 | 21,303 | 17,893 |
| リース債務 | 810 | 345 |
| 未払金 | | |
| 未払収益分配金 | 177 | 160 |
| 未払償還金 | 10,100 | 5,083 |
| 未払手数料 | 1 1,296,830 | 1 1,558,682 |
| その他未払金 | 513,148 | 952,018 |
| 未払金合計 | 1,820,257 | 2,515,945 |
| 未払費用 | 548,430 | 722,806 |
| 未払法人税等 | 1,462,380 | 1,222,883 |
| 賞与引当金 | 362,800 | 451,000 |
| 役員賞与引当金 | 44,200 | 66,000 |
| 外国税支払損失引当金 | - | 184,111 |
| 訴訟損失引当金 | - | 30,000 |
| 流動負債合計 | 4,260,181 | 5,210,985 |
| 固定負債 | | |
| 繰延税金負債 | - | 89,752 |
| 長期リース債務 | 345 | - |
| 退職給付引当金 | 172,959 | 155,806 |
| 役員退職慰労引当金 | 31,708 | 39,333 |
| 執行役員退職慰労引当金 | 102,083 | 63,916 |
| 固定負債合計 | 307,096 | 348,809 |
| 負債合計 | 4,567,278 | 5,559,794 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |

| | | |
|--------------|------------|------------|
| 資本金 | 4,524,300 | 4,524,300 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 2,761,700 | 2,761,700 |
| 資本剰余金合計 | 2,761,700 | 2,761,700 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | 360,493 | 360,493 |
| その他利益剰余金 | | |
| 別途積立金 | 8,900,000 | 8,900,000 |
| 繰越利益剰余金 | 2,889,165 | 3,981,245 |
| 利益剰余金合計 | 12,149,658 | 13,241,738 |
| 自己株式 | 72,415 | 72,415 |
| 株主資本合計 | 19,363,242 | 20,455,322 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 50,874 | 282,685 |
| 評価・換算差額等合計 | 50,874 | 282,685 |
| 純資産合計 | 19,414,117 | 20,738,008 |
| 負債純資産合計 | 23,981,396 | 26,297,802 |

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

| | 前事業年度 | | 当事業年度 | |
|--------|--------------------------------|------------|--------------------------------|------------|
| | (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日) | | (自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日) | |
| 営業収益 | | | | |
| 委託者報酬 | | 29,107,010 | | 35,876,795 |
| 運用受託報酬 | | 261,777 | | 238,412 |
| 営業収益合計 | | 29,368,787 | | 36,115,207 |
| 営業費用 | | | | |
| 支払手数料 | 1 | 15,428,327 | 1 | 18,252,669 |
| 広告宣伝費 | | 336,593 | | 456,430 |
| 公告費 | | 2,919 | | 548 |
| 調査費 | | | | |
| 調査費 | | 339,210 | | 623,792 |
| 委託調査費 | | 4,188,805 | | 5,966,340 |
| 図書費 | | 4,862 | | 5,254 |
| 調査費合計 | | 4,532,878 | | 6,595,388 |
| 委託計算費 | | 1,151,067 | | 1,352,318 |
| 営業雑経費 | | | | |
| 通信費 | | 37,016 | | 32,335 |
| 印刷費 | | 160,606 | | 103,093 |
| 協会費 | | 14,992 | | 18,150 |
| 諸会費 | | 3,153 | | 3,300 |

| | | |
|-------------|------------|------------|
| その他 | 27,521 | 41,594 |
| 営業雑経費合計 | 243,290 | 198,475 |
| 営業費用合計 | 21,695,077 | 26,855,830 |
| 一般管理費 | | |
| 給料 | | |
| 役員報酬 | 89,886 | 96,445 |
| 給料・手当 | 1,326,658 | 1,368,552 |
| 賞与 | 332,688 | 336,076 |
| 給料合計 | 1,749,233 | 1,801,073 |
| 交際費 | 9,349 | 11,426 |
| 寄付金 | 3,066 | 3,198 |
| 旅費交通費 | 78,321 | 100,386 |
| 租税公課 | 65,510 | 68,508 |
| 不動産賃借料 | 205,792 | 206,753 |
| 賞与引当金繰入 | 362,800 | 451,000 |
| 役員賞与引当金繰入 | 44,200 | 66,000 |
| 役員退職慰労引当金繰入 | 39,756 | 24,930 |
| 退職給付費用 | 182,850 | 191,900 |
| 減価償却費 | 63,615 | 70,676 |
| 諸経費 | 585,445 | 573,824 |
| 一般管理費合計 | 3,389,942 | 3,569,678 |
| 営業利益 | 4,283,768 | 5,689,698 |

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日) | 当事業年度 (自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日) |
|----------------|---|---|
| 営業外収益 | | |
| 受取配当金 | 143,049 | 163,006 |
| 有価証券利息 | 6,052 | 3,853 |
| 受取利息 | 14,495 | 10,741 |
| 時効成立分配金・償還金 | 4,450 | 5,080 |
| 雑益 | 20,588 | 487 |
| 営業外収益合計 | 188,635 | 183,170 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 59 | 26 |
| 時効成立後支払分配金・償還金 | 1,557 | 3,083 |
| 雑損 | 8,673 | 3,261 |
| 営業外費用合計 | 10,290 | 6,371 |
| 経常利益 | 4,462,113 | 5,866,496 |
| 特別利益 | | |
| 投資有価証券売却益 | 158,386 | 68,179 |
| 特別利益合計 | 158,386 | 68,179 |

特別損失

| | | |
|---------------|-----------|-----------|
| 固定資産除却損 | 3,210 | 3,177 |
| ゴルフ会員権売却損 | 2,795 | - |
| 投資有価証券売却損 | 42,388 | 54,613 |
| 投資有価証券評価損 | 10,974 | 10,952 |
| 外国税支払損失引当金繰入額 | - | 184,111 |
| 訴訟損失引当金繰入額 | - | 30,000 |
| その他特別損失 | - | 22,227 |
| 特別損失合計 | 59,368 | 305,082 |
| 税引前当期純利益 | 4,561,131 | 5,629,593 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,905,519 | 2,111,379 |
| 法人税等調整額 | 113,958 | 66,999 |
| 法人税等合計 | 1,791,560 | 2,044,380 |
| 当期純利益 | 2,769,571 | 3,585,212 |

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | |
|-------------------------|-----------|-----------|------------|------------|-------------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | |
| | | 資本 準備金 | 利 益 準備金 | その他利益剰余金 | |
| | | | | 別 途 積立金 | 繰 越 利 益 剰余金 |
| 当期首残高 | 4,524,300 | 2,761,700 | 360,493 | 10,000,000 | 1,559,003 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 別途積立金取崩 | | | | 1,100,000 | 1,100,000 |
| 剰余金の配当 | | | | | 2,539,409 |
| 当期純利益 | | | | | 2,769,571 |
| 自己株式の取得 | | | | | |
| 自己株式の処分 | | | | | |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | | | | | |
| 当期変動額合計 | - | - | - | 1,100,000 | 1,330,161 |
| 当期末残高 | 4,524,300 | 2,761,700 | 360,493 | 8,900,000 | 2,889,165 |

| | 株主資本 | | | 評価・換算差額等 | 純資産合計 |
|--|-------------------|------------|-------------------|------------------|-------|
| | 利益剰余金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 | その他有価証 券評価差額金 | |
| | 利 益 剰余金 合 計 | | | | |
| | | | | | |

| | | | | | |
|-------------------------|------------|--------|------------|---------|------------|
| 当期首残高 | 11,919,497 | 72,415 | 19,133,081 | 106,625 | 19,239,706 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 別途積立金取崩 | | | - | | - |
| 剰余金の配当 | 2,539,409 | | 2,539,409 | | 2,539,409 |
| 当期純利益 | 2,769,571 | | 2,769,571 | | 2,769,571 |
| 自己株式の取得 | | | - | | - |
| 自己株式の処分 | | | - | | - |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | | | | 55,750 | 55,750 |
| 当期変動額合計 | 230,161 | - | 230,161 | 55,750 | 174,410 |
| 当期末残高 | 12,149,658 | 72,415 | 19,363,242 | 50,874 | 19,414,117 |

当事業年度（自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | |
|-------------------------|-----------|-----------|-----------|------------|-------------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | |
| | | 資本 準備金 | 利益 準備金 | その他利益剰余金 | |
| | | | | 別 途 積立金 | 繰 越 利 益 剰余金 |
| 当期首残高 | 4,524,300 | 2,761,700 | 360,493 | 8,900,000 | 2,889,165 |
| 会計方針の変更による 累積的影響額 | | | | | 46,276 |
| 会計方針の変更を反映した 当期首残高 | 4,524,300 | 2,761,700 | 360,493 | 8,900,000 | 2,935,441 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 別途積立金取崩 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | 2,539,409 |
| 当期純利益 | | | | | 3,585,212 |
| 自己株式の取得 | | | | | |
| 自己株式の処分 | | | | | |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | | | | | |
| 当期変動額合計 | - | - | - | - | 1,045,803 |
| 当期末残高 | 4,524,300 | 2,761,700 | 360,493 | 8,900,000 | 3,981,245 |

| | 株主資本 | | | 評価・換算差額等 | 純資産合計 |
|-------|-------------------|------------|-------------------|------------------|------------|
| | 利益剰余金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 | その他有価証 券評価差額金 | |
| | 利 益 剰余金 合 計 | | | | |
| 当期首残高 | 12,149,658 | 72,415 | 19,363,242 | 50,874 | 19,414,117 |

| | | | | | |
|-------------------------|------------|--------|------------|---------|------------|
| 会計方針の変更による 累積的影響額 | 46,276 | | 46,276 | | 46,276 |
| 会計方針の変更を反映した当 期首残高 | 12,195,935 | 72,415 | 19,409,519 | 50,874 | 19,460,393 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 別途積立金取崩 | | | - | | - |
| 剰余金の配当 | 2,539,409 | | 2,539,409 | | 2,539,409 |
| 当期純利益 | 3,585,212 | | 3,585,212 | | 3,585,212 |
| 自己株式の取得 | | | - | | - |
| 自己株式の処分 | | | - | | - |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | | | | 231,810 | 231,810 |
| 当期変動額合計 | 1,045,803 | - | 1,045,803 | 231,810 | 1,277,614 |
| 当期末残高 | 13,241,738 | 72,415 | 20,455,322 | 282,685 | 20,738,008 |

重要な会計方針

1．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 関連会社株式

総平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定）

時価のないもの

総平均法による原価法

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～18年

構築物 20年

器具備品 2～20年

(2) 無形固定資産

定額法。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。

3．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当事業年度対応分を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当事業年度対応分を計上しております。

(3) 外国税支払損失引当金

証券投資信託の中国株式投資に対する課税規定が明確化されたことに伴い、将来支払う可能性がある金額を見積もり、計上しております。

(4) 訴訟損失引当金

訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある金額を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれの発生の翌事業年度末から費用処理しております。

(6) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(7) 執行役員退職慰労引当金

執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の算定方法を退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の割引率を使用する方法に変更しました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の前払年金費用が69,164千円増加、退職給付引当金が2,738千円減少し、利益

剰余金が46,276千円増加しております。なお、当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

注記事項

（貸借対照表関係）

1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

| | 前事業年度 (平成26年3月31日) | 当事業年度 (平成27年3月31日) |
|-------|-----------------------|-----------------------|
| 未払手数料 | 760,018千円 | 777,631千円 |

2. 資産の金額から直接控除している減価償却累計額（減損損失累計額を含む）の額

| | 前事業年度 (平成26年3月31日) | 当事業年度 (平成27年3月31日) |
|----------------|-----------------------|-----------------------|
| 有形固定資産の減価償却累計額 | 599,157千円 | 573,602千円 |

（損益計算書関係）

1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日) | 当事業年度 (自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日) |
|-------|---|---|
| 支払手数料 | 8,738,779千円 | 9,189,399千円 |

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---------|-----------|----|----|-----------|
| 普通株式（株） | 1,823,250 | - | - | 1,823,250 |

2. 自己株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---------|---------|----|----|--------|
| 普通株式（株） | 9,386 | - | - | 9,386 |

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額(千円) | 1株当たり配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|-----------------------|----------|------------|-------------|-------------|-------------|
| 平成25年12月19日 臨時株主総会 | 普通 株式 | 2,539,409 | 1,400 | 平成25年11月15日 | 平成25年12月20日 |

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---------|-----------|----|----|-----------|
| 普通株式（株） | 1,823,250 | - | - | 1,823,250 |

2．自己株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---------|---------|----|----|--------|
| 普通株式（株） | 9,386 | - | - | 9,386 |

3．配当に関する事項

(1)配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額(千円) | 1株当たり配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|-----------------------|-------|------------|-------------|-------------|-------------|
| 平成26年12月24日 臨時株主総会 | 普通株式 | 2,539,409 | 1,400 | 平成26年11月26日 | 平成26年12月25日 |

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1)リース資産の内容

有形固定資産

主として、投信システム設備としてのサーバー、ネットワーク機器他（器具備品）であります。

(2)リース資産の減価償却方法

重要な会計方針の「2．固定資産の減価償却の方法（3）リース資産」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1．金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、一時的な余資は有金利預金や有価証券などにより、通常の取引条件から著しく乖離していないことを検証した上で行ってまいります。また現先取引などの引合いを要する取引については、原則として複数の提示条件を参考に最も有利と判断する条件で、適切かつ効率的に行っております。

なお、当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するための取得など、投資信託協会の規則に定める範囲において投資信託の取得及び処分を行っております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

有価証券及び投資有価証券は、主にその他有価証券（投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

また営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産より受け入れる委託者報酬のうち、信託財産に未払委託者報酬として計上された金額であり、信託財産は受託銀行において分別管理されていることから、当社の債権としてのリスクは、認識しておりません。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（預金の預入先の信用リスク）の管理

預金の預入先については、資金管理規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

また経営企画部が定期的に格付けをモニタリングし、それが資金管理規程に定める基準以下となった場合には、速やかに経営会議を開催し、残存期間などを総合的に勘案し、対処方法について決議を得る体制となっております。

市場リスク（価格変動リスク及び為替変動リスク）の管理

保有している投資信託、株式の毎月末の時価など資金運用の状況については、資金管理規程に従い、経営企画部長が毎月の定例取締役会において報告をしております。

また市場における価格変動リスクおよび為替変動リスクについては、資金管理規程に従い、経営企画部が定期的に時価をモニタリングし、その中で時価が基準を超える下落となった場合には、速やかに経営会議を開催し、対処方法について決議を得る体制となっております。

流動性リスクの管理

資金繰りについては、資金運用スケジュールを作成し、それに基づいた管理を行っております。また手元流動性を一定額以上維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件などを採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2.参照）。

前事業年度（平成26年3月31日）

| | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|----------------------------|------------------|------------|------------|
| (1) 現金及び預金 | 13,492,111 | 13,492,111 | - |
| (2) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券 | 6,305,322 | 6,305,322 | - |
| (3) 未収委託者報酬 | 2,654,090 | 2,654,090 | - |

当事業年度（平成27年3月31日）

| | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|----------------------------|------------------|------------|------------|
| (1) 現金及び預金 | 13,427,042 | 13,427,042 | - |
| (2) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券 | 8,102,802 | 8,102,802 | - |
| (3) 未収委託者報酬 | 3,187,770 | 3,187,770 | - |

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、投資信託は基準価額によっております。また譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

| 区分 | 前事業年度 (平成26年3月31日) | 当事業年度 (平成27年3月31日) |
|-------|-----------------------|-----------------------|
| 非上場株式 | 276,151 | 276,151 |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成26年3月31日）

| | 1年以内 (千円) | 1年超5年以内 (千円) | 5年超10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|---------------------------------|--------------|-----------------|------------------|--------------|
| (1) 預金 | 13,491,981 | - | - | - |
| (2) 有価証券及び投資有 価証券 その他有価証券 | 3,291,156 | 380,080 | 1,261,941 | 269,692 |
| (3) 未収委託者報酬 | 2,654,090 | - | - | - |

当事業年度（平成27年3月31日）

| | 1年以内 (千円) | 1年超5年以内 (千円) | 5年超10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|---------------------------------|--------------|-----------------|------------------|--------------|
| (1) 預金 | 13,426,934 | - | - | - |
| (2) 有価証券及び投資有 価証券 その他有価証券 | 3,200,000 | 2,060,328 | 1,537,061 | 63,735 |
| (3) 未収委託者報酬 | 3,187,770 | - | - | - |

(有価証券関係)

1. 関連会社株式

関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額 77,100千円、前事業年度の貸借対照表計上額 77,100千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度（平成26年3月31日）

| | 種類 | 貸借対照表計上額 (千円) | 取得原価 (千円) | 差額 (千円) |
|-------------------------|-------------------|------------------|--------------|------------|
| 貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの | (1) 株式 | - | - | - |
| | (2) 債券 国債・地方債等 | - | - | - |
| | 社債 | - | - | - |
| | その他 | - | - | - |
| | (3) その他 | 1,920,996 | 1,709,935 | 211,061 |
| | 小計 | 1,920,996 | 1,709,935 | 211,061 |
| | (1) 株式 | - | - | - |

| | | | | |
|--------------------------|---------|-----------|-----------|---------|
| 貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの | (2)債券 | - | - | - |
| | 国債・地方債等 | - | - | - |
| | 社債 | - | - | - |
| | その他 | - | - | - |
| | (3)その他 | 4,384,326 | 4,516,340 | 132,014 |
| | 小計 | 4,384,326 | 4,516,340 | 132,014 |
| 合計 | | 6,305,322 | 6,226,275 | 79,047 |

(注)非上場株式(貸借対照表計上額199,051千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度(平成27年3月31日)

| | 種類 | 貸借対照表計上額 (千円) | 取得原価 (千円) | 差額 (千円) |
|--------------------------|---------|------------------|--------------|------------|
| 貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの | (1)株式 | - | - | - |
| | (2)債券 | - | - | - |
| | 国債・地方債等 | - | - | - |
| | 社債 | - | - | - |
| | その他 | - | - | - |
| | (3)その他 | 2,787,026 | 2,215,104 | 571,921 |
| | 小計 | 2,787,026 | 2,215,104 | 571,921 |
| 貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの | (1)株式 | - | - | - |
| | (2)債券 | - | - | - |
| | 国債・地方債等 | - | - | - |
| | 社債 | - | - | - |
| | その他 | - | - | - |
| | (3)その他 | 5,315,776 | 5,470,388 | 154,612 |
| | 小計 | 5,315,776 | 5,470,388 | 154,612 |
| 合計 | | 8,102,802 | 7,685,493 | 417,309 |

(注)非上場株式(貸借対照表計上額199,051千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

前事業年度(平成26年3月31日)

| | 売却額 (千円) | 売却益の合計額 (千円) | 売却損の合計額 (千円) |
|---------|-------------|-----------------|-----------------|
| (1)株式 | - | - | - |
| (2)債券 | - | - | - |
| 国債・地方債等 | - | - | - |
| 社債 | - | - | - |
| その他 | - | - | - |
| (3)その他 | 1,209,919 | 158,386 | 42,388 |
| 合計 | 1,209,919 | 158,386 | 42,388 |

当事業年度（平成27年3月31日）

| | 売却額 (千円) | 売却益の合計額 (千円) | 売却損の合計額 (千円) |
|---------|-------------|-----------------|-----------------|
| (1)株式 | - | - | - |
| (2)債券 | | | |
| 国債・地方債等 | - | - | - |
| 社債 | - | - | - |
| その他 | - | - | - |
| (3)その他 | 503,565 | 68,179 | 54,613 |
| 合計 | 503,565 | 68,179 | 54,613 |

4．減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について10,974千円（その他有価証券）減損処理を行っております。
当事業年度において、有価証券について10,952千円（その他有価証券）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

（退職給付関係）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付企業年金制度（キャッシュバランス型）、確定拠出企業年金制度および退職一時金制度を設けております。

2．確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

| | 前事業年度 | 当事業年度 |
|------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| | (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) | (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) |
| 退職給付債務の期首残高 | 1,281,738 | 1,424,739 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | - | 71,902 |
| 会計方針の変更を反映した期首残高 | 1,281,738 | 1,352,836 |
| 勤務費用 | 80,449 | 90,967 |
| 利息費用 | 19,226 | 9,476 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 91,561 | 31,927 |
| 退職給付の支払額 | 48,235 | 73,269 |
| 過去勤務費用の発生額 | - | - |
| 退職給付債務の期末残高 | 1,424,739 | 1,348,083 |

(2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

| | 前事業年度 | 当事業年度 |
|-----------|-------------------------------|-------------------------------|
| | (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) | (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) |
| 年金資産の期首残高 | 1,018,974 | 1,157,054 |

| | | |
|--------------|-----------|-----------|
| 期待運用収益 | 20,379 | 23,141 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 70,810 | 108,961 |
| 事業主からの拠出額 | 78,919 | 78,464 |
| 退職給付の支払額 | 32,029 | 38,450 |
| 年金資産の期末残高 | 1,157,054 | 1,329,170 |

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：千円)

| | 前事業年度 (平成26年3月31日) | 当事業年度 (平成27年3月31日) |
|---------------------|-----------------------|-----------------------|
| 積立型制度の退職給付債務 | 1,187,071 | 1,111,797 |
| 年金資産 | 1,157,054 | 1,329,170 |
| | 30,017 | 217,373 |
| 非積立型制度の退職給付債務 | 237,668 | 236,285 |
| 未積立退職給付債務 | 267,685 | 18,912 |
| 未認識数理計算上の差異 | 496,048 | 270,020 |
| 未認識過去勤務費用 | 26,759 | 10,703 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 201,603 | 240,404 |
| 退職給付引当金 | 172,959 | 155,806 |
| 前払年金費用 | 374,562 | 396,211 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 201,603 | 240,404 |

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) | 当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) |
|-----------------|--|--|
| 勤務費用(注1) | 110,782 | 119,135 |
| 利息費用 | 19,226 | 9,476 |
| 期待運用収益 | 20,379 | 23,141 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 72,344 | 85,138 |
| 過去勤務費用の費用処理額 | 16,055 | 16,055 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 165,917 | 174,553 |

(注) 1. 執行役員の退職慰労金に係る退職給付引当金繰入額(前事業年度30,333千円、当事業年度28,168千円)については「(1)勤務費用」に含めて記載しております。

(5) 年金資産に関する事項

| | 前事業年度 (平成26年3月31日) | 当事業年度 (平成27年3月31日) |
|----------------------------------|-----------------------|-----------------------|
| 年金資産の主な内訳 | | |
| 年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。 | | |
| 株式 | 41.3% | 39.4% |
| 債券 | 25.6% | 27.3% |

| | | |
|----------|-------|-------|
| 共同運用資産 | 18.3% | 21.0% |
| 生命保険一般勘定 | 11.2% | 10.6% |
| 現金及び預金 | 3.3% | 1.4% |
| 合計 | 100% | 100% |

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

| | 前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) | 当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) |
|-----------|--|--|
| 割引率 | 1.5% | 0.0720% ~ 1.625% |
| 長期期待運用収益率 | 2.0% | 2.0% |
| 予想昇給率(平均) | 2.6% | 2.6% |

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度16,933千円 当事業年度17,347千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 前事業年度 (平成26年3月31日) | 当事業年度 (平成27年3月31日) |
|--------------|-----------------------|-----------------------|
| 繰延税金資産 | | |
| 賞与引当金 | 145,054千円 | 170,920千円 |
| 減価償却超過額 | 1,076 | 896 |
| 退職給付引当金 | 98,025 | 70,882 |
| 役員退職慰労引当金 | 11,300 | 12,688 |
| 投資有価証券評価損 | 12,705 | 15,033 |
| 非上場株式評価損 | 28,430 | 25,733 |
| 未払事業税 | 103,536 | 90,342 |
| 外国税支払損失引当金 | - | 60,867 |
| 訴訟損失引当金 | - | 9,918 |
| その他 | 109,079 | 87,621 |
| 繰延税金資産小計 | 509,208 | 544,905 |
| 評価性引当額 | - | - |
| 繰延税金資産合計 | 509,208 | 544,905 |
| 繰延税金負債 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 28,172 | 134,624 |
| 前払年金費用 | 133,494 | 127,817 |
| 繰延税金負債合計 | 161,666 | 262,442 |
| 繰延税金資産の純額 | 347,542 | 282,463 |

(注) 繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

| | | |
|-----------------|-----------|-----------|
| 流動資産 - 繰延税金資産 | 283,616千円 | 372,215千円 |
| 固定資産 - 長期繰延税金資産 | 63,925 | - |
| 固定負債 - 長期繰延税金負債 | - | 89,752 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）が平成27年3月31日に公布され平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率の変更等を行っております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が19,637千円減少し、その他有価証券評価差額金が14,105千円、法人税等調整額が33,742千円、それぞれ増加しております。

（セグメント情報等）

セグメント情報

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）及び

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

当社は、資産運用業という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）及び

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの売上高の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額は、貸借対照表の有形固定資産の金額と同一であることから、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

当社は、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

当社は、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

関連当事者情報

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る）等

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

| 種類 | 会社等の 名称又は 氏名 | 所在地 | 資本金又は出 資金（千円） | 事業の 内容又は 職業 | 議決権等の 所有(被所 有)割合 (%) | 関連当事 者との関 係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|-----|--------------------|-----------------|------------------|-------------------|-------------------------------|---|--|--------------|-----------|--------------|
| 親会社 | みずほ証 券株式会 社 | 東京都 千代田 区 | 125,167,284 | 金融商 品取引 業 | (被所有) 直接77.05 間接 7.74 | 当社設定 の投資信 託受益権 の募集・ 販売 役員の兼 任 | 当社設定の 投資信託受 益権の募 集・販売に 係る代行手 数料の支払 い | 8,738,779 | 未払手 数料 | 760,018 |

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

| 種類 | 会社等の 名称又は 氏名 | 所在地 | 資本金又は出 資金（千円） | 事業の 内容又は 職業 | 議決権等の 所有(被所 有)割合 (%) | 関連当事 者との関 係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|-----|--------------------|-----------------|------------------|-------------------|-------------------------------|---|--|--------------|-----------|--------------|
| 親会社 | みずほ証 券株式会 社 | 東京都 千代田 区 | 125,167,284 | 金融商 品取引 業 | (被所有) 直接77.05 間接 7.74 | 当社設定 の投資信 託受益権 の募集・ 販売 役員の兼 任 | 当社設定の 投資信託受 益権の募 集・販売に 係る代行手 数料の支払 い | 9,189,399 | 未払手 数料 | 777,631 |

（イ）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

| 種類 | 会社等の 名称又は 氏名 | 所在地 | 資本金又は出 資金（千円） | 事業の 内容又は 職業 | 議決権等の 所有(被所 有)割合 (%) | 関連当事 者との関 係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|-------------------------|--------------------------------------|------------|------------------|-------------------|-------------------------------|-------------------|---|--|--|--|
| 同一の 親会社 を持つ 会社 | みずほ証 券プロバ ティマネ ジメント 株式会社 | 東京都 中央区 | 4,110,000 | 不動産 賃貸業 | 直接 4.05 | 事務所の 賃借 | 事務所の賃 借 | 175,003 | 長期差 入保証 金 | 116,378 |
| 同一の 親会社 を持つ 会社 | 日本証券 テクノロ ジー株式 会社 | 東京都 中央区 | 228,000 | 情報 サービス 業 | なし | 計算業務 の委託 | 計算委託料 支払 ハウジング サービス料 支払 メールシス テムサービ ス料支払 IT関連業務 支援 | 105,424 16,824 36,923 4,145 | その他 未払金 その他 未払金 その他 未払金 その他 未払金 | 8,030 1,472 3,230 1,648 |

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

| 種類 | 会社等の 名称又は 氏名 | 所在地 | 資本金又は出 資金（千円） | 事業の 内容又は 職業 | 議決権等の 所有(被所 有)割合 (%) | 関連当事 者との関 係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|-------------------------|--------------------------------------|------------|------------------|-------------------|-------------------------------|-------------------|-------------|--------------|-----------------|--------------|
| 同一の 親会社 を持つ 会社 | みずほ証 券プロバ ティマネ ジメント 株式会社 | 東京都 中央区 | 4,110,000 | 不動産 賃貸業 | 直接 4.05 | 事務所の 賃借 | 事務所の賃 借 | 175,210 | 長期差 入保証 金 | 116,378 |
| 同一の 親会社 を持つ 会社 | 日本証券 テクノロ ジー株式 | 東京都 中央区 | 228,000 | 情報 サービス 業 | なし | 計算業務 の委託 | 計算委託料 支払 | 92,974 | その他 未払金 | 8,479 |

| 会社 | 会社 | | | | | | | | |
|----|----|--|--|--|--|------------------------|--------|------------|-------|
| | | | | | | ハウジング サービス料 支払 | 16,824 | その他 未払金 | 1,514 |
| | | | | | | メールシス テムサービ ス料支払 | 36,923 | その他 未払金 | 3,323 |
| | | | | | | IT関連業務 支援 | 18,002 | その他 未払金 | 1,736 |

(注) 1. 上記(ア)～(イ)の金額のうち、取引金額と長期差入保証金の期末残高には消費税等が含まれておらず、未払手数料とその他未払金の期末残高には消費税等が含まれております。

(注) 2. 取引条件及び取引条件の決定方法等

(1) 代行手数料については、投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から支払われます。委託者報酬の配分は両社協議のうえ合理的に決定しております。

(2) 事務所の賃借料の支払については、差入保証金の総額及び近隣の賃借料を勘案し、協議のうえ決定しております。

(3) 計算委託料、ハウジングサービス料及びメールシステムサービス料の支払は、協議のうえ合理的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

みずほ証券株式会社（非上場）

(1株当たり情報)

| | 前事業年度 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日) | 当事業年度 (自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日) |
|--------------|---|---|
| 1株当たり純資産額 | 10,703円18銭 | 11,433円05銭 |
| 1株当たり当期純利益金額 | 1,526円89銭 | 1,976円56銭 |

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日) | 当事業年度 (自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日) |
|--------------------|---|---|
| 当期純利益金額（千円） | 2,769,571 | 3,585,212 |
| 普通株主に帰属しない金額（千円） | - | - |
| 普通株式に係る当期純利益金額（千円） | 2,769,571 | 3,585,212 |
| 期中平均株式数（千株） | 1,813 | 1,813 |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2. 中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

| 当中間会計期間 (平成27年9月30日) | |
|-------------------------|------------|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| 現金及び預金 | 15,954,811 |
| 有価証券 | 3,640,120 |
| 貯蔵品 | 6,357 |
| 未収委託者報酬 | 3,690,798 |
| 未収運用受託報酬 | 99,281 |
| 繰延税金資産 | 348,837 |
| その他 | 242,660 |
| 流動資産合計 | 23,982,867 |
| 固定資産 | |
| 有形固定資産 | |
| 建物（純額） | 11,617 |
| 構築物（純額） | 1,354 |
| 器具・備品（純額） | 76,976 |
| 有形固定資産合計 | 89,948 |
| 無形固定資産 | |
| ソフトウェア | 76,808 |
| ソフトウェア仮勘定 | 12,744 |
| その他 | 91 |
| 無形固定資産合計 | 89,644 |
| 投資その他の資産 | |
| 投資有価証券 | 2,763,859 |
| 長期繰延税金資産 | 989 |
| 前払年金費用 | 387,565 |
| その他 | 129,929 |
| 投資その他の資産合計 | 3,282,343 |
| 固定資産合計 | 3,461,936 |
| 資産合計 | 27,444,803 |

(単位：千円)

| 当中間会計期間 (平成27年9月30日) | |
|-------------------------|-----|
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 未払金 | |
| 未払収益分配金 | 155 |

| | |
|--------------|------------|
| 未払償還金 | 4,607 |
| 未払手数料 | 1,754,278 |
| その他未払金 | 308,151 |
| 未払金合計 | 2,067,192 |
| 未払法人税等 | 946,118 |
| 未払消費税等 | 2 221,381 |
| 賞与引当金 | 449,925 |
| 役員賞与引当金 | 22,000 |
| 外国税支払損失引当金 | 139,578 |
| 訴訟損失引当金 | 30,000 |
| その他 | 758,645 |
| 流動負債合計 | 4,634,840 |
| 固定負債 | |
| 退職給付引当金 | 153,718 |
| 役員退職慰労引当金 | 37,333 |
| 執行役員退職慰労引当金 | 69,916 |
| 固定負債合計 | 260,968 |
| 負債合計 | 4,895,808 |
| 純資産の部 | |
| 株主資本 | |
| 資本金 | 4,524,300 |
| 資本剰余金 | |
| 資本準備金 | 2,761,700 |
| 資本剰余金合計 | 2,761,700 |
| 利益剰余金 | |
| 利益準備金 | 360,493 |
| その他利益剰余金 | |
| 別途積立金 | 8,900,000 |
| 繰越利益剰余金 | 6,076,707 |
| 利益剰余金合計 | 15,337,200 |
| 自己株式 | 72,415 |
| 株主資本合計 | 22,550,784 |
| 評価・換算差額等 | |
| その他有価証券評価差額金 | 1,790 |
| 評価・換算差額等合計 | 1,790 |
| 純資産合計 | 22,548,994 |
| 負債純資産合計 | 27,444,803 |

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間
(自 平成27年4月 1日
至 平成27年9月30日)

営業収益

| | | |
|---------------|---|------------|
| 委託者報酬 | | 19,786,569 |
| 運用受託報酬 | | 127,876 |
| 営業収益合計 | | 19,914,445 |
| 営業費用及び一般管理費 | 1 | 17,105,543 |
| 営業利益 | | 2,808,902 |
| 営業外収益 | | |
| 受取配当金 | | 41,711 |
| 有価証券利息 | | 1,754 |
| 受取利息 | | 5,320 |
| 時効成立分配金・償還金 | | 502 |
| その他 | | 157 |
| 営業外収益合計 | | 49,446 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | | 3 |
| その他 | | 244 |
| 営業外費用合計 | | 247 |
| 経常利益 | | 2,858,102 |
| 特別利益 | | |
| 投資有価証券売却益 | | 222,173 |
| 外国税支払損失引当金戻入益 | | 44,533 |
| 特別利益合計 | | 266,706 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | | 69 |
| 投資有価証券売却損 | | 5,811 |
| 特別損失合計 | | 5,880 |
| 税引前中間純利益 | | 3,118,928 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 954,698 |
| 法人税等調整額 | | 68,767 |
| 法人税等合計 | | 1,023,466 |
| 中間純利益 | | 2,095,462 |

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 平成27年4月 1日 至 平成27年9月30日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | |
|---------|-----------|-----------|-----------|------------|-------------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | |
| | | 資本 準備金 | 利益 準備金 | その他利益剰余金 | |
| | | | | 別 途 積立金 | 繰 越 利 益 剰余金 |
| 当期首残高 | 4,524,300 | 2,761,700 | 360,493 | 8,900,000 | 3,981,245 |
| 当中間期変動額 | | | | | |
| 中間純利益 | | | | | 2,095,462 |

| | | | | | |
|---------------------------|-----------|-----------|---------|-----------|-----------|
| 株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額） | | | | | |
| 当中間期変動額合計 | - | - | - | - | 2,095,462 |
| 当中間期末残高 | 4,524,300 | 2,761,700 | 360,493 | 8,900,000 | 6,076,707 |

| | 株主資本 | | | 評価・換算差額等 | 純資産合計 |
|---------------------------|-----------------|----------|----------------|------------------|------------|
| | 利益剰余金 | 自己 株式 | 株主 資本 合計 | その他有価証 券評価差額金 | |
| | 利益 剰余金 合計 | | | | |
| 当期首残高 | 13,241,738 | 72,415 | 20,455,322 | 282,685 | 20,738,008 |
| 当中間期変動額 | | | | | |
| 中間純利益 | 2,095,462 | | 2,095,462 | | 2,095,462 |
| 株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額） | | | | 284,475 | 284,475 |
| 当中間期変動額合計 | 2,095,462 | - | 2,095,462 | 284,475 | 1,810,986 |
| 当中間期末残高 | 15,337,200 | 72,415 | 22,550,784 | 1,790 | 22,548,994 |

注記事項

（重要な会計方針）

1．資産の評価基準及び評価方法

（1）有価証券

関連会社株式

総平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

当中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定）

時価のないもの

総平均法による原価法

2．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

定率法。但し、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～18年

構築物 20年

器具備品 2～20年

（2）無形固定資産

定額法。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

3．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当中間会計期間末日対応分を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当中間会計期間末日対応分を計上しております。

(3) 外国税支払損失引当金

証券投資信託の中国株式投資に対する課税規定が明確化されたことに伴い、将来支払う可能性がある金額を見積もり、計上しております。

(4) 訴訟損失引当金

訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある金額を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末日において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。

(6) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当中間会計期間末日要支給額を計上しております。

(7) 執行役員退職慰労引当金

執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当中間会計期間末日要支給額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当中間会計期間の費用として処理しております。

(追加情報)

当社は、平成27年9月30日開催の取締役会において、みずほ信託銀行株式会社の資産運用部門、みずほ投信投資顧問株式会社及びDIAMアセットマネジメント株式会社との間で、統合に向けた具体的な準備を開始するべく、グループ資産運用機能の統合に係る「統合基本合意書」の締結を決議いたしました。

(中間貸借対照表関係)

1. 資産の金額から直接控除している減価償却累計額（減損損失累計額を含む）の額

当中間会計期間
(平成27年9月30日)

有形固定資産の減価償却累計額 501,932千円

2. 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

1. 減価償却実施額は、次のとおりであります。

当中間会計期間
(自 平成27年4月1日
至 平成27年9月30日)

有形固定資産 24,732千円
無形固定資産 13,716千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

1. 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当中間会計期間末 |
|---------|-----------|----|----|-----------|
| 普通株式(株) | 1,823,250 | - | - | 1,823,250 |

2. 自己株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当中間会計期間末 |
|---------|---------|----|----|----------|
| 普通株式(株) | 9,386 | - | - | 9,386 |

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの

該当事項はありません。

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれておりません(注)2.参照)。

当中間会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

| | 中間貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|------------|--------------------|------------|------------|
| (1) 現金及び預金 | 15,954,811 | 15,954,811 | - |

| | | | |
|----------------------------|-----------|-----------|---|
| (2) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券 | 6,127,827 | 6,127,827 | - |
| (3) 未収委託者報酬 | 3,690,798 | 3,690,798 | - |
| (4) 未払手数料 | 1,754,278 | 1,754,278 | - |

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、投資信託は基準価額によっております。また譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分 | 中間貸借対照表計上額（千円） |
|-------|----------------|
| 非上場株式 | 276,151 |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

(有価証券関係)

当中間会計期間（平成27年9月30日）

1. 関連会社株式

関連会社株式（中間貸借対照表計上額 77,100千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. 其他有価証券

| | 種類 | 中間貸借対照表 計上額(千円) | 取得原価 (千円) | 差額 (千円) |
|--------------------------------|---------|--------------------|--------------|------------|
| 中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの | (1)株式 | - | - | - |
| | (2)債券 | | | |
| | 国債・地方債等 | - | - | - |
| | 社債 | - | - | - |
| | その他 | - | - | - |
| | (3)その他 | 1,639,419 | 1,392,104 | 247,314 |
| | 小計 | 1,639,419 | 1,392,104 | 247,314 |
| 中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えない もの | (1)株式 | - | - | - |
| | (2)債券 | | | |
| | 国債・地方債等 | - | - | - |
| | 社債 | - | - | - |

| | | | | |
|--|--------|-----------|-----------|---------|
| | その他 | - | - | - |
| | (3)その他 | 4,488,408 | 4,739,020 | 250,612 |
| | 小計 | 4,488,408 | 4,739,020 | 250,612 |
| | 合計 | 6,127,827 | 6,131,125 | 3,297 |

（注）非上場株式（中間貸借対照表計上額199,051千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社は、資産運用業という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

当中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

1．製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの売上高の記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

（1）営業収益

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額は、中間貸借対照表の有形固定資産の金額と同一であることから、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

1株当たり純資産額及び算定上の基礎並びに1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | |
|----|-------------------------|
| 項目 | 当中間会計期間 （平成27年9月30日） |
|----|-------------------------|

| | |
|-------------------------------------|------------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 12,431円46銭 |
| (算定上の基礎) | |
| 純資産の部の合計額(千円) | 22,548,994 |
| 普通株式に係る中間期末の純資産額(千円) | 22,548,994 |
| 普通株式の発行済株式数(株) | 1,823,250 |
| 普通株式の自己株式数(株) | 9,386 |
| 1株当たり純資産の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数(株) | 1,813,864 |

| 項目 | 当中間会計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日) |
|--------------------|--|
| (2) 1株当たり中間純利益金額 | 1,155円24銭 |
| (算定上の基礎) | |
| 中間純利益金額(千円) | 2,095,462 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | - |
| 普通株式に係る中間純利益金額(千円) | 2,095,462 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 1,813,864 |

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在しないため、記載しておりませ
 ん。

(重要な後発事象)

当社は、将来の事業展開や市況変動に備えるために適正な内部留保を維持しつつ、利益配分については株主の皆様へ安定的かつ可能な範囲で高水準の配当を実施していくことを基本的な考え方としており、平成27年11月17日開催の取締役会において、次のとおり剰余金の処分を決議しました。

株主配当に関する決議事項

| | |
|----------|--------------|
| 株式の種類 | 普通株式 |
| 配当金の総額 | 3,446,341千円 |
| 1株当たり配当額 | 1,900円 |
| 基準日 | 平成27年12月 8日 |
| 効力発生日 | 平成27年12月 17日 |

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の

親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）（５）において同じ。）または子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

- （４）委託者の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- （５）上記（３）（４）に掲げるもののほか、委託者の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

a．定款の変更

委託者の定款につき、下記の変更を行いました。

- ・ 剰余金の配当等の決定機関を法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の定めによらず、取締役会の決議によって定めることとしました。（平成27年6月19日実施）
- ・ 当社株式に関して、株券を発行する定めを廃止し、株券不発行としました。また、単元株（100株単位）について廃止しました。（平成28年1月25日実施）

b．訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

なお、「委託会社等の経理状況 中間財務諸表」の注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、平成27年11月17日開催の取締役会において期中配当を行うことを決議しました。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）三井住友信託銀行株式会社（「受託者」）

a．資本金の額

平成27年3月末現在、342,037百万円

b．事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むと共に、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

（２）みずほ証券株式会社（「販売会社」）

a．資本金の額

平成27年3月末現在、125,167百万円

b．事業の内容

金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

「受託者」は以下の業務を行います。

- (1) 委託者の指図に基づく投資信託財産の保管、管理
- (2) 投資信託財産の計算
- (3) その他上記業務に付随する一切の業務
「販売会社」は以下の業務を行います。
 - (1) 募集・販売の取り扱い
 - (2) 受益者に対する一部解約事務
 - (3) 受益権の買い取り
 - (4) 受益者に対する一部解約金および償還金の支払い
 - (5) 受益者に対する収益分配金の再投資
 - (6) 受益権の取得申込者に対する目論見書の交付
 - (7) 受益者に対する運用報告書の交付
 - (8) 所得税および地方税の源泉徴収
 - (9) その他上記業務に付随する一切の業務

3【資本関係】

みずほ証券株式会社は、委託者の株式の76.5%を所有しています。

(注) 関係法人が所有する委託者の株式または委託者が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が1.0%以上のものを記載しています。

<再信託受託会社の概要>

| | | |
|--------|---|---|
| 名 称 | : | 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 |
| 業務の概要 | : | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。 |
| 再信託の目的 | : | 原信託契約にかかる信託事務の一部（投資信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原投資信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。 |

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙などに委託会社の名称、ロゴマーク、図案およびキャッチ・コピーを採用すること、ファンドの形態などを記載することがあります。また、以下の内容を記載することがあります。
 - ・ 交付目論見書または請求目論見書である旨
 - ・ 金融商品取引法上の目論見書である旨
 - ・ 委託会社の金融商品取引業者登録番号
 - ・ 詳細情報の入手方法
委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間など
請求目論見書の入手方法およびファンドの投資信託約款の全文が請求目論見書に掲載されている旨
 - ・ 目論見書の使用開始日
 - ・ 届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。
届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日

- ・ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認する旨
 - ・投資信託の財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されている旨
 - ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
 - ・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください」との趣旨を示す記載
- (2) 目論見書は別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。
- (3) 目論見書は電子媒体などとして使用される他、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (4) 本書の記載内容について、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (5) 目論見書に記載された運用実績のデータは、随時更新される場合があります。
- (6) 請求目論見書にファンドの投資信託約款の全文を記載します。

独立監査人の監査報告書

平成27年6月12日

新光投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 福村 寛
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第55期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光投信株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年3月29日

新光投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

| | | |
|--------------------|-------|-------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 伊藤 志保 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 福村 寛 |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている財形株投（一般財形30）の平成27年2月3日から平成28年2月1日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、財形株投（一般財形30）の平成28年2月1日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- () 1 . 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成27年12月1日

新光投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 福村 寛
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第56期事業年度の中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、新光投信株式会社の平成27年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

強調事項

追加情報に記載されているとおり、会社は平成27年9月30日開催の取締役会において、「統合基本合意書」の締結について決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。